

米沢藩中条氏における系譜認識と文書管理

前嶋 敏

Study on the Nakajo Family in the Yonezawa Domain : Their Genealogical Understanding and Document Management

MAESHIMA Satoshi

はじめに

- ① 系図、由緒書等に見る中条氏の系譜認識の変遷
- ② 中条氏における伝来文書の整理
- ③ 中条氏の文書管理と「中条家文書」

【論文要旨】

本論文は、一七世紀中葉～一八世紀前半の米沢藩中条氏における戦国末期～近世初頭の当主の系譜に対する認識について、中条氏に伝来した系図・由緒書等および同氏の文書整理・管理の状況から検討するものである。本論文では以下の点を指摘した。

① 中条氏では、一七世紀中葉～後半頃の段階においては、戦国末期の当主が忘れられている状態であり、とくに中条景泰という当主の名を認識していなかった。しかし、一八世紀前半にはそれを景資という当主の改名後の名としている。なお、さらにその後には作成された系図等では景資と景泰は別人と理解されている。② 中条氏では、一七

世紀中葉以降には、文書の整理・収集等を通じて系譜の復元が行われていた。そして元禄四～七年の間に景泰の名を記す文書を収集し、その名を認識するにいたったと考えられる。また同氏では一七世紀後半までの文書整理と同じ方針でそれ以後も管理を継続していた。このことは、中条氏が同氏の系譜・由緒等に対して高い関心を持ち続けていたことを示しており、戦国末期の当主に対する認識をその後さらに変化させたことにもつながっていたと思われる。

【キーワード】 中条氏、中条景泰、系図、由緒、文書管理

はじめに

中条氏は、建久三年(一一九二)に平宗実が地頭に補任されて以降、中世を通じて越後国奥山庄を拠点として活動した一族である。慶長三年(一五九八)、上杉景勝の会津移封とともに越後を離れ、さらに同六年の移封で米沢に移り、米沢藩士として幕末を迎える。同氏には多数の系図が伝来しており、それらについては近年とくに検討が深められている。高橋秀樹氏は、中条氏を含む三浦氏に関わる系図の全体をとりあげ、中世のものと同近世のものに区別した上で、一二世紀以前における同氏の系譜を「家の創造神話」と位置づけ、それぞれの記述が当該期の家のありかたを反映していることを指摘する⁽¹⁾。野口実氏・白根靖大氏は、中条氏に伝来した「桓武平氏諸流系図」⁽²⁾を検討し、これについて一三世紀後半ころに北条氏・三浦氏等桓武平氏諸流の家の系譜を集合的に示したものであること、北条氏の周辺で作成された系図をもとに、和田氏(のちの中条氏)が自らの家を桓武平氏諸流のなかに位置づけるべく作成したものであることを指摘して、この系図の重要性を示す⁽³⁾。このように、中条氏伝来の系図については、おもに作成の背景・意図や作成期の家のあり方との関連等をめぐって多くの検討が行われているように思う。しかし、これまで多くの場合、これらの系図のうち、鎌倉期以前の系譜に関する記述に関心が集まっていたように思われる。

そうしたなかで井原今朝男氏は、「桓武平氏諸流系図」が成立以後幕末まで複数回にわたって書き継がれていることを指摘している⁽⁴⁾。このことは、中条氏では一三世紀後半頃に成立した系図を近世以降にも利用し続けていたことを示すものと思う。そして、山形大学小白川図書館所蔵「中条家文書」(以下「中条家文書」)には、同氏に関わる系図・由緒書等、それまでの家の事績等を書き上げた記録が一点一点含まれており、そのう

ちには近世以降に作成された記録類も多数みられる⁽⁵⁾。すなわち近世以降、同氏は区々の場面で系図・由緒書等を作成し、また書き継いできたことがうかがわれる。

しかし後述するように、これらの系図において、戦国末期の当主であった藤資以後の数代をみると、その記述内容には一致しない点が見られる。すなわち近世以降の中条氏がこの時期の当主の系譜をめぐって認識を変化させていたことが想定される。このことからすると、近世以降の中条氏が、同氏の系譜について、とくに戦国期以降をどのように理解していたのかあらためて確認する必要があるものと思う。ここでは、あらためてそれら近世以降の系図等の作成背景等を踏まえて検討すべきであらう。

なお、家の系譜・由緒に対する認識については、伝来文書の整理・管理等との関わりがとくに近年指摘されるようになってきている。たとえば原田和彦氏は真田家伝来の「吉文書」が同氏の歴史意識の高揚のなかで収集・整理されたものであることを明らかにし、これに対して定兼学氏は、同文書群について真田家の由緒を担保するものとして保存管理された可能性があることを指摘している⁽⁷⁾。同様の観点からの指摘は他家の文書整理に関する研究においてもみられる⁽⁸⁾。

そのなかで、米沢藩主上杉氏も、近世において数次にわたって文書整理を行っていたことが知られており、それらに関する検討も行われている。阿部洋輔氏は上杉家文書の整理過程について、寛永年間、寛文十一年(一六七一)、延宝八年(一六八〇)、天和三年(一六八三)、明和九年(一七七二)、寛政十一年(一七九九)、それ以後、に分類し、とくに寛文期における文書整理について、その契機は不明としつつも、「文書整理は藩政危機の所産ということができるとする。阿部哲人氏はこれを踏まえて、寛文四年の米沢藩の半知を経た上杉家における自家の歴史への関心の高まりを指摘している。上杉家文書の整理についてはこう

した観点からもさらに検討が深められているといえる⁽¹⁰⁾。また、その家中の文書群に関しては、井上鋭夫氏や田島光男氏等によって、色部氏や中条氏等について検討が行われている⁽¹¹⁾。とくに井上氏は中条氏伝来文書をとおりあげるなかで、上杉氏家中の文書整理が主家のそれと軌を一にしている⁽¹²⁾と指摘しており、上杉氏全体の動向のなかでそれを把握することが必要であることが示唆される。そして、その他の家中の文書群についても多くの事例が紹介されるようになってきている。そうしたなかで田島氏は、色部氏の系図が、同氏に伝来した御感状・御書とともに「重書」のうちとして筆筒に収納されていたことを示し、また前嶋敏は新潟県立歴史博物館所蔵「色部氏文書」全一〇巻のうち、一三―一五世紀の色部氏惣領にかかる地頭職の安堵あるいは相伝を示す内容で統一された巻（第一巻）のみが近世色部氏の手によって成巻されたものであるとして、近世色部氏が当該の文書を他の文書と別に整理・管理していた可能性を示す⁽¹⁴⁾。すなわち米沢藩家中の伝来文書についても、その整理・管理と当該の当主の系譜との関連性は注目されるべきものといえる。

周知の通り中条氏には鎌倉期以来の中世文書が多数伝来しており、とくに「中条家文書」はその中核になるものとして多くの注目を集めている⁽¹⁵⁾。またこれについては近世に整理・管理が行われていることも知られる⁽¹⁶⁾。これらからすれば、中条氏の系譜認識等について、系図・由緒書等とともに、当該の文書群の整理・管理、伝来状況等から検討することに意義があるものと思われる。

そこで本稿では、戦国末期～近世初頭頃の中条氏当主、とくに藤資以降の数代に対する近世以降の中条氏の系譜認識について、系図・由緒書等および文書の整理・管理状況の検討を通じて明らかにすることとしたい。

①系図、由緒書等における中条氏の系譜認識の変遷

近世以降の中条氏における系譜認識を検討するにあたり、本章では、中条氏に伝来した系図・由緒書等のうち、戦国末期以降の系譜を示す複数の系図の作成・書継状況を確認して、そこにみられる同氏の当主に対する認識の変遷について検討したい。

(一) 中条氏伝来の系図・由緒書等について

本章で戦国末期以降の系譜を示す系図について検討するにあたり、本節ではまず中条氏に伝来した系図・由緒書等について、それらがどのような時期を起点としているか、あるいは注目しているかについて確認しておきたい。

ここでまず、「中条家文書」にみられる同氏に関する系図・由緒書等について、その作成時期・それぞれの起点等を【表1】に示した⁽¹⁷⁾。これらから、中条氏には近世以降にも多くの系図が作成され、また書き継がれてきたことが確認されよう。

さて、高橋秀樹氏は、三浦氏にかかる系図等を検討し、同氏には一二世紀の三浦介義明を起点とする鎌倉期・南北朝期の系譜認識を示す系図等があり、さらにそれを数代遡らせて三浦忠通や為通を家のはじまりと認識している系図等もあることを指摘する⁽¹⁸⁾。その示すとおり、【表1】一「桓武平氏諸流系図」（以下「桓武系図」⁽¹⁹⁾）は忠道（忠通）から「号三浦」とし、【表1】三「三浦和田氏系図」（以下「三浦系図」⁽²¹⁾）は義明を起点として書き始めている。これら二点は中世に原形がつけられた系図であるが、近世以降につくられた【表1】六「中条家由緒書」（以下「由緒書」⁽²²⁾）でも、義明が源頼朝に与力したことから書き始めており、【表1】一〇「中条越前守藤資伝記」（以下「藤資伝記」⁽²³⁾）も為道（通）を「三浦

之祖」としている。したがって、近世においても中条氏の系譜において起点となる人物の認識についてはある程度引き継がれていたといえる。しかし、【表1】のうちには、一七世紀前後を起点として、ある程度目的を設定して記しているものも複数みられる。たとえば【表1】七「中条庶子譜」(以下「庶子譜」⁽²⁴⁾)は戦国末期の中条藤資以降の庶子を書き上げており、【表1】八「中条中興記」(以下「中興記」⁽²⁵⁾)、【表1】九「盛直公以来勤書」(以下「勤書」⁽²⁶⁾)はさらにくだった中条景泰、盛直を起点として、近世中条氏の動向を記す。さらに【表1】一一「中条氏家譜略記」(以下「家譜略記」⁽²⁷⁾)も藤資期から詳細になっている。

すなわち、中条氏では近世以降に戦国末期～近世初頭を意識した系譜も作成されるようになっており、それらも米沢藩中条氏にとって大きな意味があったものとみられる。その意味でも、後述するように、この時期の系譜認識に変遷がみられる点は注目されよう。

(二) 「中条家由緒書」にみる中条氏の系譜

前節では、中条氏に伝来した、同氏に関わる系図・由緒書等においては、戦国末期～近世初頭頃を意識しているものもあることを示した。

なお、【表1】のうち、藤資以降数代の時期に関する記述がみられるのは「桓武系図」、「中条氏系図」、「由緒書」、「庶子譜」、「中興記」、「藤資伝記」、「家譜略記」である。そして、「桓武系図」は後述するように一七世紀後半頃に書継が行われたとみられる。また、「由緒書」・「中興記」は、一七世紀中葉～一八世紀前半頃に作成されている。そこで以下においては、この時期に作成・書継のなされた系図・由緒書等から、系譜認識の変遷を検討することとしたい。まず本節では、そのうちの「由緒書」を題材として、一七世紀中葉における中条氏の系譜認識について検討したい。まず【資料1】をみてみよう。

【表1】 中条氏伝来の系図・由緒書等(山形大学小白川図書館所蔵「中条家文書」所収)について

	「中条家文書」番号	書名	成立時期	起点とする人物	系譜終了時期の人物
1	204	桓武平氏諸流系図	13世紀後半	桓武天皇	清資(明治)
2	201	和田氏系図	(室町前期カ)	(時茂カ)	茂明
3	200	三浦和田氏系図	(室町中期カ)	義明	助義(茂継の子)
4	203	中条・羽黒氏系図	(室町後期カ)	重茂	藤資
5	202	中条氏系図	(年月日未詳)	桓武天皇	明資(幕末)
6	209	中条家由緒書	17世紀中葉	三浦義明	(寛永廿年)
7	(五)	中条庶子譜	(年月日未詳)	中条藤資	達資(至資の子)
8	(二)	中条中興記	18世紀前半	中条景泰	中条親資
9	(三)	盛直公御以来勤書	(年月日未詳)	中条盛直	至資(文化年間頃)
10	(六)	中条越前守藤資伝記	(年月日未詳)	三浦為道	慶応元年(明資)
11	(四)	中条氏家譜略記	(年月日未詳)	三浦為通	清資(明治)

【資料1】⁽²⁸⁾

乍恐綴愚書留後記子細者、三浦大介義明、治承四年八月廿七日頼朝与力之上、三浦笠城、城ニ於テ逝去、後代々依為忠節ノ侍、繪旨・院宣・令旨・御教書・奉書、私者讓状于今所所持也、雖然義明十三代之孫前土佐守房資入道秀叟、享徳三年ニ一通之記録ヲ被記留、後者天下之兵乱打続上歟、亦者家之不肖ヲ恥テ不為之歟、兵衛三郎彈正左衛門朝資ヨリ東市正盛直迄六代之間、年月者有頗以纒也、故ニ家老之物語、伝ヘ来ル証文引合テ記之畢、

一房資四代之孫、越前守藤資入道梅波迄者、越後国揚河北八人之侍大将也、其比国主為景之子息晴景、二男景虎也信州高梨正頼之甥也、梅波者正頼之智也、然ニ晴景公国之成敗油断ニ見ヘシ折節、景虎ハ蜜談シ之ヲ、忽春日山之城郭ハ押移テ、先揚河北八人衆勤トム在府、從是景虎威光重ク成而国人悉ク春日山ニ在符ス、剩ヘ信州半国・上野・下野帰服而後者、上杉輝虎号シテ関八州属ス此手ニ、其威光漸可ク覆四ノ海ニ之処、信州村上義清ニ被頼給イ、甲州武田信玄公ト有ル合戦事及フ数年ニ、此際ニ織田信長武勇ニツノルノミナラス、信玄モ謙信モ御他界有テ、□左大臣信長公天下ヲ治玉フ、謂レハ甲陽軍鑑・信長記ニ明カ也

一越前守景資法名月宗者、天正十九年越中国魚津与云所ニ籠城シ、上方勢ヲ防クトイヘトモ、信長之侍大将佐左内蔵助・徳山五兵衛四万五千余騎ニテ城ヲ圍ム処ニ、城中三千、不足之勢ニテ数月相戦ト云ヘトモ、城内粮乏シテ其身切腹、相隨フ所之侍十余人、眷属・僕從ニ至ル迄一人も不残六月三日辰刻ニ討果畢、此忠戦家ニ留テ景資子息市黒丸四歳、其子市兵衛丸五歳、今之朝資十二才ニテ親ニヲクレ、誠ニ不肖至極ナレハ、上杉黄門公今之霜臺様代、今如一子加憐給、此御情子孫相統而不可存疎略事

一和田之子孫閑程迄衰極之上、何哉世ニ有顔ニ房資之御真似ヲ仕、記

録ヲ調置事、他見之嘲、雖似招之、市黒丸四歳之年、親類眷属皆相果而後、新保主計之子孫源右衛門資種与云者生残、中条与二三盛ヲ守立畢、其智西平左衛門茂種相統而幼少之主君ヲ仰ク、茂種長子三代之主君ニ仕ヘ、秀吉公之御代ニ越国会津国換之時、出羽国下長井ヨリ同最上ヘ勢遣之、纒三盛三十六騎ニ成給フサヘ無念ニ思処ニ、寛永廿年五月十六日、会津ヘ御勢遣之時、号半役式百五十騎被遣之時、主従三騎ヲ向候、餘口惜存儘、子細ヲ書留申候者也

【資料1】は「由緒書」の全文である。本資料は、一二世紀の三浦義明以来、代々の活動がうかがわれる古文書等を持ちながら、「中条房資記録」⁽²⁹⁾以来由緒が作成されていないことを踏まえ、房資の四代孫にあたる藤資以降の事績について「家老之物語」や「伝へ来ル証文」を引き合わせ（傍線部 a）、およそ寛永二〇年（一六四三）頃までの事績を記したものである。本資料の作成者は、傍線部 e に「今之朝資」とあるところから、この時点における当主の中条知資あるいはその周辺である可能性が高いといえよう。またその作成契機については、傍線部 f から、寛永二〇年時点における中条氏の衰退状況にあったと考えられ、その作成年次もここから大きく下ることはないと思われる。⁽³¹⁾

さて、ここに記された中条氏の系譜を確認してみると、藤資―景資―市黒丸（一黒丸、三盛）―市兵衛丸（盛直）⁽³²⁾―朝資（知資）となる。後世に作成された「藤資伝記」等では、その時期の系譜は藤資―景資―景泰―三盛―盛直―知資となっており、景資と三盛の間には景泰がいたとされているが、この時点では景泰は記されていないことがわかる。⁽³³⁾

そこで、「藤資伝記」等で景泰期（天正二（一五七四）―一〇年頃）とする時期の事績について本資料がどのように記しているかを確認したい。傍線部 c、d では景資の事績として「天正十九年越中国魚津与云所ニ籠城シ」とあり、越中魚津城で景資が討ち果てたとされている。さらに、傍線部 e ではこのとき子息市黒丸は四歳であったともされている。しか

し、天正一〇年（一五八二）に越中魚津城で自刃する市黒丸の父は景泰である。⁽³⁴⁾したがってこの記述は、作成者が魚津城籠城という歴史上の事件については認識していたものの、その時期や人物の名前までは曖昧であり、また景泰という人物の名を認識していなかったために、景資の事績として理解していたことを示しているものと思われる。

なお、ここで傍線部をみてみると、（藤資入道）梅波は高梨政頼の智であるとされている。この点について、「藤資伝記」では「景資力室ハ謙信公ノ御養女高梨刑部少輔政頼カ娘ナリ」とし、「家譜略記」では「景資（中略）永祿元年戊午 輝虎公御養女結婚実高梨刑部少輔政頼女也」とする。すなわちその後の記録では高梨政頼の娘の智となったのは景資であったと変更されていることがわかる。このことは、近世の中条氏が藤資・景資期にかかる事績についても明確に引き継いでいなかったことを示しているように思う。

さて、以上の後世の記録等にみられる齟齬から、中条氏が「由緒書」作成の時点で、戦国期～近世初頭における同氏の当主を「藤資伝記」等より一人少なく理解していたこと、またその当主自身の事績に対する理解も明瞭でなかったことが示されるものと思う。そしてこの記述は、それまでに知られていた事績について、その時点で推測された当主のものとしてあてはめた結果とみられる。

以上によって、本資料作成時期において、中条氏では藤資期以降数代の同氏当主に対して、その認識がはっきりしていなかったことがうかがわれた。

（三） 「中条中興記」にみる中条景資・中条景泰

前節では、一七世紀中葉の中条氏は戦国末期の当主藤資以降数代の系譜と同氏の歴史に対する認識が曖昧であり、とくに天正期の当主である中条景泰の名を認識できていなかったことを指摘した。そこで本節では、

中条景泰について記す「中興記」をもとに、一八世紀前半における中条氏における景泰に対する認識を検討したい。そこでまず【資料2】をみてみたい。

【資料2】⁽³⁵⁾

中条家曩祖ノ功業事実載セテ在リ于系譜代々ノ文書ニ、與就中先考知資公蒙リ執事職ヲ致シ忠勤ヲ施ス令名ヲ者維夥シ焉、為リ吾家ノ中興也、與於是ニ從リ 景泰公到テ知資公ニ撮リ其大略ヲ以記ス之ヲ、子々孫々知リテ其ノ功業而欲ス使芳声ヲ伝ヘ不朽ニ焉也

平清資謹識

景泰 藤資入道梅坡景賦居士之男実吉江常陸介宗信之子

永祿元年出生、童名沙弥法師、天正二年六月依 謙信公之命嫁于

中条越前守藤資入道梅坡之女家督（于時十七歳）兵具騎馬人数等

可増益之旨賜 御朱印同八月一日景字并仮名可改与次旨賜 御

書号与次景資後改越前守景泰、

（後略）

【資料2】は、中条清資が景泰以降の代々の事績を記した「中興記」のうち、その序文と、起点の人物となっている景泰の項を抜き出したものである。清資は延宝八年（一六八〇）に島津氏から中条知資の養子となつて家督を相続し、これを享保二二年（一七二七）に子息の親資に譲つた人物である。⁽³⁶⁾この記録では、景泰―三盛―盛直―知資の系譜と事績を記し、さらに「從受知資公之家督以來于郷于旅勤仕数十年也、聊又記大略以備後覽焉」と記して自らと子息親資の事績を書き続けている。その最後は元文元年（一七三六）六月の記述であり、清資は同年七月に没している。自らの没する直前まで書き続けられた記録といえる。

さて「中興記」では、中条氏代々の事績のうち、とくに先代知資が高く評価されており、序文では知資を中興と位置づけたうえで景泰から知

資までの記録を記す、としている。前掲の【資料1】においてもうかがわれるように、中条氏は藤資の没後衰退状況にあり、清資は中興されるまでの歴史を辿るうえで、景泰を藤資の次代と解釈し、ここを起点として記すことにしたとみられる。すなわちこの記録の作成には、「由緒書」と同様、戦国末期から近世初頭における中条氏の状況が強く意識されていたものと考えられる。なお、「中興記」の作成については、前述したとおり、清資が養子であったことも影響していると思われる。

さて、ここで【資料2】のうち、景泰に関する注記に着目すると、景泰は吉江宗信の実子であり、天正二年（一五七四）六月に藤資の娘と結婚して中条氏の家督を継いだ、とされている。さらに天正二年八月一日には景の一字を賜って与次景資と名乗り、のちに越前守景泰と改めたとする（傍線部）。すなわち【資料1】においては景泰の名は見られなかったが、【資料2】では、景資の改名後の名として認識されていたことが確認できる。また前述したとおり、「藤資伝記」等では、景資と景泰は別人と理解されているので、その後さらに認識が変化していたことがうかがわれる。

なお『越佐史料』⁽³⁷⁾等では、吉江宗信の子は吉江景資であり、その子が景泰とされている⁽³⁸⁾。これら実際の系譜に関する問題は、これとは別に検討が必要と思う。

(四) 桓武平氏諸流系図の書継

前節までにおいて、中条氏では、戦国末期の景資・景泰という当主に ついて、一七世紀中葉から一八世紀前半のあいだに、景泰を認識しない状態から、景資が景泰と改名した、という認識に変化していたことを指摘した。そこで本節では、系図の書継から、あらためて系譜認識が変化 する時点を検討することとしたい。そこで【資料3】をみてみよう。

【資料3】⁽³⁹⁾

彈正左衛門 前越前守 越前守 与次 東市正
 改景泰⁽⁴⁾
 藤資……………梅波……………景資……………三盛……………盛直……………
 法名徳岸⁽⁶⁾……………法名月宗……………法名浄庵……………法名圭庵

元和八年十月廿日出生、後改修理、周防、寛文六八月
 寛永十家督正保三侍 三日出生、為知資猶子、実嶋
 越前守 大将、明暦元執權職、兵四郎 津通忠二男、延宝八七月晦日家
 知資 延宝八七月隱居、元禄 正資^(c) 督、貞享二十二月晦日侍大将、元禄
 七年六月十八日卒、行年 後改清資 十一年十二月十八日執權職、勤公三十
 七十三歳、号信樂院 年、享保十二年七月十一日隱居、
 元文元年丙辰七月廿日卒、行年七十一歳
 不退院

【資料3】は「桓武系図」のうち、藤資から正資までの代に関する当 主の部分を抜き出したものである。井原今朝男氏は、この系図はおおよそ 三部にわかれるとして、第一紙から第二四紙までの第一部、第二五紙か ら第三五紙までの第二部、第三六紙と第三七紙からなる第三部のそれぞ れについて、鎌倉時代末～一四世紀、室町～戦国期、江戸前半～明治の 時期に編纂されたものを継いだものと指摘し、とくに第二部については、 前半と後半にわかれ、後半部分（中条藤資～正資）は近世初期にその余 白に書き加えたものとする⁽⁴⁰⁾。すなわち【資料3】は、上記の区分に従えば、 「桓武系図」のうち第二部の後半にあたる。なお「中条町史」では、そ の第二部の後半部分のうち、知資および正資の注記等に関してさらさら 異筆とする⁽⁴¹⁾。

【資料3】では、まず藤資の次に「梅波」という人物へつながっている こと、また景資の次に景泰ではなく、三盛へと系譜が繋がっている ことが注目される。「梅波」については、中条氏関連文書中にこの名を

確認することはできないが、「藤資伝記」、「家譜略記」等ではこれを藤資出家後の法名とする。⁽⁴²⁾しかし【資料3】では、藤資と梅波を別人とし、さらに傍線部b)においては藤資の法名を徳岸とする。「家譜略記」等では、藤資の先代にあたる定資の法名を徳岸としていることからすれば、後世の認識とは法名と実名の関係が一代ずれていることになる。こうした違いにも注意が必要と思う。

また【資料3】では「景泰」の名は系譜上にはみられないが、景資に關する注記として、異筆で「改景泰」とある(傍線部a)。⁽⁴³⁾ただし、これは書継後に追筆したものと見られるので、当初の書継においては「景泰」は記されていなかったと考えられる。したがって、【資料3】は【資料1】と同じく、景泰の名を認識しておらず、のちに【資料2】と同じく、景資が景泰と改名したと理解して追筆したことを示していると思われる。

そこで、【資料3】の書継時点について検討したい。

まず【資料3】傍線部c)では、「正資」という名前を確認できる。この名は【資料2】の作成者である中条清資が名乗りをあらためる前のものである。そして、その脇には「後改清資」の注記、さらにその下に事績の注記がみられるが、これらはいずれも後世の追筆とみられる。すなわち当初の書継は清資が「正資」と名乗っていた時期に清資あるいはその周辺で行われたものと考えられる。⁽⁴⁴⁾清資は延宝八年(一六八〇)に中条氏の養子となった時点から兵四郎正資と名乗っており、清資と改名するのは元禄六年(一六九三)である。さらに宝永五年(一七〇八)には修理となっている。⁽⁴⁵⁾したがって、この書継は延宝八年〜元禄六年のことと理解される。したがって【資料3】のうち、追筆を除く部分は、【資料1】と【資料2】の間の時期に記されていることを確認できる。そして、中条氏があらためて景泰の名を認識したのは、少なくとも延宝八年以降【資料2】が作成される元禄元年以前であるといえよう。

なお、【資料3】では景資の法名として「月宗」とあるが、「家譜略記」では、景資は「極楽寺殿中興開基宗蓮社英誉月秋明心大居士」、景泰が「景泰院殿月叟黙心大居士」とされている。ここにみられる法名については、さきの「梅波」も含めて、さらに検討が必要であろう。

以上本章では、中条氏に伝来した系図・由緒書等を題材として、中条氏が延宝八年〜元禄元年の間に天正期の当主であった景泰の名を認識し、これを景資の改名後の名と理解していたことを明らかにした。また、詳細に検討はしていないが、その後で作られた系図・由緒書等では、さらに認識はかわり、景資と景泰を別人と理解していることもあわせて述べた。⁽⁴⁶⁾すなわち、その認識の変化は段階的におきていたことがわかる。そのことは、一七世紀中葉以降の中条氏が、戦国期の当主に対して高い関心をもち続けていたことがわがわがせるものといえよう。⁽⁴⁷⁾

② 中条氏における伝来文書の整理

前章では、中条氏は戦国末期の当主に対する認識を一七世紀中葉〜一八世紀前半の間に変化させていたことを確認した。ここでは、一七世紀中葉の段階ですでに中条景泰の名が認識されなくなっていた点、そしてその後にあらためて認識された点が注目されよう。

ところで【資料1】でみたように、中条知資は「由緒書」作成のために、「家老之物語」「伝へ来ル証文」等を検討していた。そして、それ以後の系図等作成においてその記述が変化しているということは、同氏の系譜に関して伝来文書の整理・調査等がその後も継続的に行われた結果として認識があらためられたことを示唆するものと思われる。そこで本章においては、近世における中条氏の文書整理と系図・由緒等作成の関連についての検討から、一七世紀中葉頃において中条景泰が認識されなくなっていた事情および認識の変化がおきた原因を明らかにすること

したい。

(一) 中条氏の文書整理と「中条家文書目録」

本節では、近世中条氏における中条景泰に対する認識の変化について、中条氏の文書整理の観点から検討するにあたり、まず同氏における文書整理の方針について確認したい。「中条家文書」のうちには、あわせて一二四件二二九通の文書を書き上げた文書目録（以下「目録」）が伝来している。そこで、その記述を中心にして考えてみたい。まず「目録」を確認しよう。

【資料4】⁽⁴⁸⁾

宗実代

一 鎌倉執事御下文 二通 建久三年十月廿一日ノ日付

但越後国相模国ニヶ国

所領之御下文

重茂

一 鎌倉執事遠江守御下文 一通 元久二年二月廿一日ノ日付

但相模国所領御下文

一 讓状 一通 元久二年十月廿日但

仮名書

(中略)

三盛

一 景勝様より継目被下置御書出 一通 天正十年十二月二日之御日付

一 同年頭之御書 此内一通御直筆 四通

盛直

一 景勝様御年頭之御書 式通

一 定勝様御書 此内壹通御直筆 八通

一 同官途之御書出 壹通

知資

一 定勝様御書 四通

一 綱勝様御書 此内四通ハ御黒印 十三通

一 同御用之御書 ⁽⁴⁸⁾「四」通

一 生善院様御ふみ 壹通

【資料4】は「目録」の先頭と末尾の数字をそれぞれ抜き出したものである。「生善院様御ふみ」の年代が判明しないためにはつきりしないが、「目録」には建久年間からおよそ一七世紀後半までの文書が記載されていることがわかる。⁽⁴⁹⁾

また、ここに記載された文書は、平宗実（鎌倉時代初頭）から中条知資（江戸時代前期）にいたるまでの中条氏代々の当主ごとに整理されている。そして、【資料4】からもある程度うかがわれるように、その前半、とくに鎌倉〜室町期頃の文書については、一通ずつ年代表記・注記も詳細に書き上げられている。しかし後半には複数の文書をまとめて書き上げる方式がみられるようになり、とくに最後の二代（盛直および知資）については、すべて「○○様御書 ○通」といったような書き方となっている。そして、年代表記および注記もみられない。なお最後の二代の部分については、料紙も筆跡もそれ以前と異なっており、後に紙を継いで書き加えられたものとみられる。⁽⁵⁰⁾

そこで、「目録」の作成時期ならびに作成者、また作成意図について検討したい。まず作成時期と作成者についてみてみよう。中条氏伝来文書の整理を行っているということからしても、そこには中条氏の当主が関わっていると考えるべきであろう。そして、いったん三盛期までの文書が書き上げられ、その後盛直・知資の文書が追加されているところからすると、当初の作成者としては、おおむね盛直・知資あるいはその周辺が想定されよう。なお、上杉氏による文書整理が寛永期以降に行われ

ていること、上杉氏家中の文書整理は主家のそれと軌を一にしているという井上氏の指摘等も踏まえて鑑みると、「目録」はむしろ知資が当主であった時期、知資またはその周辺によって作成された可能性が高いと考えられないだろうか。⁽⁵¹⁾ また追筆も含めた全体は一七世紀後半頃といえよう。そこで、この点について、あらためて米沢藩主上杉氏への文書差上に関する資料との比較から考えてみたい。

【資料5】⁽⁵²⁾

目録

- ① 長尾為景公より知行御書出御副状 壺通
- ② 右御同人様より越前藤資へ御誓詞 壺通
- ③ 謙信公より右同人江御誓詞但御血判 壺通
- ④ 右御同人様より右同人江御感之御書 式通
- ⑤ 右御同人様より与次景資江軍役被仰付御朱印 壺通
- ⑥ 右御同人様より右同人江御字并仮名被下置御書 壺通
- ⑦ 右御同人様より右同人両親江被下置御直書之由二而
かな書之御書 壺通
- ⑧ 景勝公より右同人江被下置御知行之御書出 壺通
- ⑨ 右御同人様より与次三盛へ継目之節御書出 壺通

メ拾通

元禄四年九月廿八日

中条兵四郎

元禄四年（一六九一）、米沢藩では家中に文書を提出させ、これをものと「米沢藩御書集」を作成している。⁽⁵³⁾ 【資料5】は、このときの文書差上にあたって中条兵四郎（正資、のちの清資）が作成したものである。ここには九件一〇点の文書が記載されているが、⑥、⑧の二点については「米沢藩御書集」にはみられるものの、原本の伝来は確認されていない。⁽⁵⁴⁾ しかし、この一〇点はすべて「目録」に記載されている。⁽⁵⁵⁾ そこか

ら考えれば、中条氏は「目録」作成の後、上杉氏へ文書差上を行い（このときに【資料5】を作成）、その後二通が失われた、という経過が想定される。したがって、「目録」の当初の作成時期が【資料5】以前であることは明らかといえよう。

次に「目録」の作成意図について検討したい。まず【表2】において、「目録」と現在伝来している中条氏関連文書との同定を試み、また【表3】において、「目録」に記載はないものの、「中条家文書」として確認される文書八四点を一覧化した。⁽⁵⁶⁾ そこで、これをもとにして検討してみたい。

まず【表2】によって「目録」全体を確認すると、このなかに中条氏当主の発給文書が複数含まれていることがうかがわれる。⁽⁵⁷⁾ 中条氏は他氏に伝来した文書を多数所蔵していたが、これらの一部もここに記載されているので、「目録」は中条氏にもともと伝来していた文書のみを書き上げることを目的としたものではないことがうかがわれる。また「目録」では、景資の項以降については、上杉氏あるいはその一族からの「御書」等以外は記載されていない。⁽⁵⁸⁾ したがって、「目録」のうち、景資の項以降については、伝来文書の整理というより、代々の当主と上杉氏（藩主）との関わりを示すべく行われた作業の結果になっているといえる。

次に【表3】によって「目録」に記載されなかった文書について検討することとしたい。【表3】一〇五五をみると、その多くが高野氏、加地氏、大見水原氏、河村氏、黒川氏、羽黒氏等に関連する文書であり、中条氏当主の受発給文書はわずかであることがうかがえる。これらの文書には、たとえば加地庄古河条にかかるものなど、鎌倉時代末期には中条氏の所蔵するところにあつたとみられるものも多数含まれている。⁽⁶¹⁾ また大見水原氏および羽黒氏の文書も旧来からの所蔵文書とみられる。また【表3】七一〜八四の四点は系図・由緒書等および「目録」である。このうち、たとえば【表3】七六の「桓武系図」は一三世紀後半ころから中条氏に所蔵されていたとみられるが、【表2】七一「中条房資記録」

【表2】「目録」に関する比定文書一覧

当主	表 記	点数	但 書	「目録」番号	比定した文書名	宛 所	年 月 日	『新』	山形大学所蔵番号（それ以外の場合は所蔵者）	備 考
宗実代	鎌倉執事御下文	2	建久三年十月廿一日ノ日付但越後国相模国ニヶ国所領之御下文	1-1	鎌倉將軍家（源頼朝）政所下文		建久三年十月廿一日	1743	1	
宗実代				1-2	鎌倉將軍家（源頼朝）政所下文		建久三年十月廿一日	1744	2	
重茂	鎌倉執事遠江守御下文	1	元久二年二月廿一日ノ日付但相模国所領御下文	2	関東下知状		元久二年二月廿二日	1745	3	
重茂	讓状	1	元久二年十月廿日但仮名書	3						
時茂	鎌倉執事 陸奥守御下文	1	承久二年十二月十日越後国奥山相模ニヶ所一紙之御下文	4	関東下知状		承久二年十二月十日	1746	4	
時茂	鎌倉執事兩人御下文	1	仁治二年五月一日之日付	5	鎌倉將軍家（藤原頼経）政所下文		仁治二年五月一日	1751	9	
時茂	前武蔵守平朝臣判之物	1	仁治元十月十日ノ日付知行之書付	6	関東下知状		仁治元年十月十日	1749	7	
時茂	武蔵守平朝臣判之物	1	寛元二年七月廿一日ノ日付但知行之所領付	7	関東下知状		寛元二年七月廿一日	1752	10	
時茂	右近将監藤原尚成判之物	1	仁治元年九月廿七日ノ日付	8	越後国奥山庄預所藤原尚成和与状		仁治元年九月廿七日	1748	6	
時茂	平氏尼讓状	1	嘉禎四年四月四日ノ日付仮名かき判形有是ハ三郎時茂ノ御母儀か文言ニ子息三郎ト有	9	津村尼讓状		嘉禎四年四月四日	1747	5	
時茂	右同判讓状	1	仁治二年四月十二日但仮名書	10	津村尼讓状		にんち二ねん四月十七日	1750	8	
兼茂	沙弥道円判之物	1	時茂法師道円 弘長四年三月十一日（貼紙）ウラ打分	11	沙弥道円（高井時茂）讓状		弘長四年三月十一日	1753	11	
兼茂	知行配当之帳	1	建治三年四月廿八日但黒川新発田へ配当之日記	12						
兼茂	同写	1	（貼紙）ウラ打分	13	三浦和田氏重書案			2341	胎内市役所	
兼茂	知行方之日記	1	文永四年十二月日	14	某不作田地注文案		文永四年十二月 日	1757	13	
茂連	鎌倉之執事之状	1	永仁二十二年廿五日和田三郎左衛門殿へと宛所有	15	鎌倉幕府奉行人連署奉書	和田三郎左衛門尉殿跡	永仁二十二年十二月廿五日	1766	25	
茂連	相模守武蔵守堅紙書出	1	弘安八年五月五日但知行方之書出シ	16	関東御教書案	肥後民部大夫入道殿	弘安八年五月五日	1764(二)	19-2	「目録」に記載されているのは19-2の原本を指すか
茂連	平朝臣讓状	1	弘安六年四月五日	17	大見行定讓状		弘安六年四月五日	1763	17	同日付の大見行定讓状はもう一通ある（中条家文書18、【表3】2）
茂連	茂連より子息八郎茂泰へ讓状	1	永仁二年六月十二日茂連御判アリ（貼紙）ウラ打分	18	和田茂連讓状	（八郎茂泰）	永仁二年六月十二日	1895	23	
茂連	道円より三郎義頼江讓状	1	建治三年十一月五日道円御判有り	19	沙弥道円（高井時茂）讓状		建治三年十一月五日	1758	14	
茂連	同写	1		20	沙弥道円（高井時茂）讓状案		建治三年十一月五日	-	15	
茂連	同写	1		21						
茂連	御書目録	1	（貼紙）ウラ打分	22	三浦和田氏文書目録			2342	胎内市役所	
茂連	女子瑠璃御前茂連讓状	1	永仁二年六月十二日茂連御判アリ	23	和田茂連讓状		永仁二年六月十二日	1755	22	
茂連	貞藤御判物	1	但横紙 年号不見和田三郎殿と宛所アリ	24	鎌倉幕府政所執事奉書	和田三郎左衛門尉殿跡	永仁二年十一月十七日	1765	24	「年号不見」とあるが、貞藤の花押があることにより比定
茂連	鎌倉執事御下文	1	但左衛門三郎義頼へ 弘安元年五月十八日	25	鎌倉將軍家（惟康親王）政所下文		弘安元年五月十八日	1754	16	
茂明	鎌倉陸奥守相模守より安堵状	1	正安三年八月廿日	26	関東下知状		正安三年八月廿日	1896	26	
茂明	同写	1		27	関東下知状案		正安三年八月廿日	-	27	
茂明	茂明之御判之讓状	1	正和六年正月廿日茂明之御判有	28	和田茂明讓状		正和六年正月廿日	1771	35	
茂明	相模守左京権太夫より役儀書出	1	嘉元二年十二月廿六日	29	関東下知状		嘉元二年十二月廿六日	1912	33	
茂明	同写	1		30	関東下知状案		嘉元二年十二月廿六日	-	34	
茂明	相模守武蔵守兩判知行書出	1	正安四年六月一日	31	関東御教書	和田十郎殿	正安四年六月一日	1767	29	
茂明	源氏女讓状	1	乾元二年三月廿四日	32	源氏女（佐々木加地氏）請文		乾元二年三月廿四日	1768	30	
茂明	讓状之写	1	（貼紙）正安三年十一月十一日	33	関東下知状案		正安三年十一月十一日	-	28	
茂継	御倫旨	1	建武二年六月廿日中条領ヲ給之文言也	34	後醍醐天皇倫旨		建武二年六月廿日	1779	44	
茂継	同添状	1	建武二年七月十二日但鎌倉執事十人之連判（貼紙）ウラ打分	35	雑訴決断所牒		建武二年七月十二日	1780	45	

当主	表 記	点数	但 書	「目録」 番号	比定した文書名	宛 所	年 月 日	『新』	山形大学所蔵 番号（それ以外 の場合は所蔵者）	備 考
茂継	国宣	1	建武元年三月十八日	36	尼浄智申状		元弘三年十二月 日	1777	43	「建武元年三月十八日」とあるが、同日付の新田義貞の袖判から比定
茂継	右馬権頭相模守安堵状	1	正慶二年正月廿八日宛所三浦和田三郎殿と有り	37	関東御教書	和田三郎殿	正慶二年正月廿八日	1778	42	
茂継	二品親王御感之令旨	1	元弘三年正月廿日宛所三浦和田三郎館江	38	大塔宮（護良親王）令旨	三浦和田三郎館	元弘三年正月廿日	1776	41	
茂資	新田義貞（貼紙）将軍尊氏公御書	1	建武五年壬七月十日宛所三浦和田又三郎へと有	39	足利直義軍勢催促状	三浦和田又三郎殿	建武五年閏七月十日	1762	48	
茂資	鎌倉基氏状	3	文和元年之状一ツ文和三年二月六日之状一ツ	40-1	足利尊氏御判御教書	和田土佐守殿	文和元年十二月十七日	1790	67	「基氏状」とあるが、発給年時から花押の誤読と判断して比定
茂資				40-2	足利基氏御教書	三浦和田土佐守殿	文和三年二月六日	1791	68	
茂資				40-3	足利基氏書状	和田牛法師とのへ	六月十八日	2335	個人	
茂資	同宗仙之添状	1		41	宗仙打渡状		永和三年十一月廿二日	1804	87	
茂資	上杉安房守憲顕御判	1	貞和三年十月十三日	42	上杉憲顕請文		貞和三年十月十三日	2332	個人	
茂資	細川頼春之判	1	貞和三年六月廿四日	43	細川頼春請文		貞和三年六月廿四日	1738	東京大学中条文書	
茂資	左衛門尉義成之状	3	文和三年三月廿八日両通同日付	44-1	羽黒義成讓状		文和三年三月廿八日	1792	70	発給年月日等が不明のため、判断は難しいが、「義成之状」に該当しそうな文書として比定
茂資				44-2	羽黒義成讓状		文和三年三月廿八日	-	71	
茂資				44-3	羽黒義成申状具書案		貞和三年六月日	1920	58	
茂資	武蔵守状	2	私ニ云細川武蔵守歟御教書也 康永四年七月十八日	45-1	室町幕府執事高師直奉書	三浦和田三郎左衛門尉殿	康永四年七月十八日	1784	53	
茂資				45-2	室町幕府執事高師直奉書	細川刑部大輔殿		2333	個人	
茂資	駿河守状	2	芳賀駿河守歟御教書也 何も文和四年之年号	46-1	芳賀高家打渡状		文和四年六月廿九日	1793	73	
茂資				46-2	芳賀高家遵行状	蒲原郡御奉行御中	文和四年十一月七日	1795	75	
茂資	春政之状	1	横折 貞和六年二月十一日	47	越後国奥山庄雑掌春政申状	御奉行所	貞和六年二月十一日	1785	62	
茂資	播磨守状	2	観応二年七月四日之日付	48-1	室町幕府引付頭人桃井直常奉書	(小)笠原源藏人太郎殿	観応二年七月四日	1789	66	
茂資				48-2	室町幕府引付頭人桃井直常奉書	河村小四郎殿	観応二年七月四日	2334	個人	
茂資	沙弥道秀之讓状	1	建武四年六月十日之日付（貼紙）ウラ打分	49	沙弥道秀（中条茂継）讓状	(弥三郎茂助（茂資）)	建武四年六月十日	1760	46	
茂資	同状	1		50	沙弥道秀（中条茂継）書状并三浦高経返書	介殿 三浦和田入道殿御返事	(建武四年) 六月十二日	1761	47	
茂資	藤原長時清時両判之状	1	貞和六年卯月三日	51	藤原清時・長時連署讓状		貞和六年卯月三日	1787	65	
茂資				52-1	関東執事畠山国清施行状案	宇都宮伊予守殿	文和三年二月八日	1893	69	
茂資	修理権太夫状	2	文和三二月八日両通同日付（貼紙）左衛門尉高家之状修理大夫之状ニ繼テ有り	52-2						左衛門尉高家之状（53）はこの文書に継いである、とあるが、現時点で継がれてはいない。
茂資	左衛門尉高家状	1	文和四年二月十日（貼紙）本書ニハ右衛門尉ト有り	53	沙弥良性・右衛門尉高家連署打渡状案		文和四年二月十日	1805	72	
茂資	文和之状	4	此内二通裏判也	54-1	羽黒義成軍忠状		文和二年十一月十六日	1419	新潟県立歴史博物館羽黒氏文書	「二通裏判」から比定
茂資				54-2	羽黒景茂軍忠状		文和二年十一月十八日	1420	新潟県立歴史博物館羽黒氏文書	
茂資				54-3	羽黒義成代同景茂軍忠状		文和三年十月五日	1421	新潟県立歴史博物館羽黒氏文書	
茂資				54-4	羽黒義成軍忠状		文和四年四月廿九日	1422	新潟県立歴史博物館羽黒氏文書	

当主	表 記	点数	但 書	〔目録〕 番号	比定した文書名	宛 所	年 月 日	『新』	山形大学所蔵 番号（それ以外 の場合は所蔵者）	備 考
茂資	茂資之讓状	2	延文元年八月廿五日一通文和四年八月廿五日一通	55-1	中条茂資讓状		延文元年八月廿五日	1797	77	
茂資				55-2	中条茂資讓状		文和四年八月廿五日	1794	74	
政資	芳賀駿河守状	3	延文中中之日付	56-1	芳賀高家遵行状案		延文元年八月廿五日	1796	76	
政資				56-2	芳賀高家遵行状	三浦和田土佐守殿	延文元年十一月廿二日	1799	79	
政資				56-3	芳賀駿河守遵行状案	和田土佐守殿	延文元年十一月廿二日	-	80	
政資				57	近衛前関白殿御教書	近衛前関白（道嗣）家御教書案	岡屋安芸入道子亀王殿	永和元年十月十三日	1806	86
政資	武蔵守御教書	1	永和元年六月廿六日	58	室町將軍（足利義満）家御教書	三浦和田土佐守殿	永和元年六月廿六日	1802	84	
政資	康安二年之状	1	（擦消）但裏判有	59	造内官料役夫工米請取状		康安二年十月五日	1800	81	
政資	茂資之讓状	1	但裏判有 延文元年八月廿五日	60	中条茂資置文		延文元年八月廿五日	1797	78	
政資	仮名書讓状	2	貞治五年年号	61-1	比丘尼しゑん讓状		けんをう二年十月七（九）日	1794	37	
政資				61-2	きた女売券		ちやうち元年十一月廿六日	1801	82	「讓状」とあるが、仮名書、また貞治五年付から比定
政資	覚書	2		62-1	某覚書		（年月日未詳）	1859	89	
政資				62-2	某所領界勘文		（年月日未詳）	1860	106	
寒資	寒資之状	3	至徳応永之年号此内二通ハ寄進状	63-1	中条寒資讓状	和田土佐守殿	おうゑい十九ねん二月九日	1914	91	
寒資				63-1	中条寒資・恵順・石井茂義連署寄進状		至徳三年丙寅十月十二日	1475	新潟県立歴史博物館大輪寺文書	
寒資				63-2	中条寒資寄進状		応永十二年十二月七日	1477	新潟県立歴史博物館大輪寺文書	
寒資	応永之頃状	2		64-1	忠頼・家信連署年貢請取状		応永十（四）年九月二日	1808	90	
寒資				64-2	山吉久盛・大蔵丞信秀連署段銭請取状		応永三十元年九月十日	1809	94	
寒資	政資之讓状	1	永和元年十月（貼紙）三日	65	中条政資讓状		永和元年乙卯十月三日	1803	85	
房資	寒資之讓状	1	応永十九年三月廿一日	66	中条寒資讓状		応永十九年壬辰三月廿一日	1810	92	
房資	頼藤之状	1	応永卅三年七月十九日	67	上杉頼藤安堵状	和田殿	応永卅三年丙午七月十九日	1818	99	
房資	文安之頃状	1	（貼紙）文安二年八月七日（貼紙）ウラ打分	68	沙弥勝賢・出雲守兼茂連署段銭請取状		文安貳年八月七日	1821	107	
房資	房資之知行書出之留書	1	嘉吉年中	69	中条房資書状案		嘉吉三年九月廿六日	-	105	ほぼ同文の文書がもう一通ある（中条家文書 103、【表 3】 28）
房資	嘉吉年中之状	1	（貼紙）嘉吉三年九月廿六日	70	秀叟（中条房資）・朝資連署状		嘉吉三年九月廿六日	1820	104	
房資	記録	1	享徳三年孟夏之日付房資之判形有	71	中条秀叟房資記録		享徳三甲戌歳孟夏廿八日	1316	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
房資	長尾筑前守朝景御書	4	応永年中ノ御状	72-1	長尾朝景安堵状	和田中条殿	応永卅（二）年六月一日	1814	95	
房資				72-2	長尾朝景安堵状	和田中条殿	応永三十二年八月三日	1815	96	
房資				72-3	長尾朝景安堵状	和田弥三郎殿	応永卅二年八月廿五日	1816	97	
房資				72-4	長尾朝景安堵状	和田殿	応永卅二年十一月廿日	1817	98	
朝資	房定之御書	2		73-1	上杉房定書状	中条彈正左衛門尉殿	（年未詳）正月十九日	1829	115	中条家文書中に「上杉房定之御書」に該当する文書は4通確認されるが、そのうち中条氏宛ではない2通を除外して比定
朝資				73-2	上杉房定書状	和田彈正左衛門尉殿	〔享徳四年〕六月八日	3426	個人	

当主	表 記	点数	但 書	番号 [目録]	比定した文書名	宛 所	年 月 日	『新』	山形大学所蔵 番号（それ以外 の場合は所蔵者）	備 考
朝資	常泰之御書	1		74	上杉常泰〔房定〕書状	中条山城守殿	〔延徳二年〕九月一日亥刻	3428	個人	朝資期に房定は常泰と名乗らないため、定資宛の常泰書状のいづれかを誤解したと判断し、唯一中条弾正左衛門宛ではなく、中条山城守宛となっている本文書に比定
朝資	房資入道秀叟之議状	1	宝徳二年九月十八日	75	秀叟（中条房資）議状		于時宝徳二太才癸酉年九月十八日	1822	108	
朝資	細川右京大夫勝元御教書	3	康正享徳長祿之年号也	76-1	室町將軍家（足利義政）御教書	中条弾正左衛門尉殿	享徳四年七月廿九日	1739	東京大学中条文書	
76-2				室町將軍家（足利義政）御教書	和田弾正左衛門尉殿	康正武年十一月廿七日	1740	東京大学中条文書		
76-3				室町將軍家（足利義政）御教書	和田禮上左衛門尉殿	長祿四年四月廿三日	3425	個人		
朝資	朝資之状	2	寛正年中之日付	77-1	中条朝資書状	羽黒殿	〔寛正五年カ〕八月十九日	1825	117	
朝資				77-2	中条朝資打渡状		寛正（四）年二月十三日	1915	116	
朝資	同朝資羽黒江被下所領書出	1	文明十年十二月卅日之日付	78	中条朝資知行充行状	羽黒能登守殿	文明拾年戊戌十二月卅日	1841	121	
朝資	永享長祿之状	2	〔貼紙〕永享十一年二月十一日〔貼紙〕長祿四年八月廿三日	79-1	長松院祖果書状	羽黒殿	永享十一年七月（十一二重ネ書キ）二日	1819	102	
朝資				79-2						
朝資	朝資大輪寺へ寄進状写	1	〔貼紙〕文明三年壬七月十二日	80	中条朝資議状		文明參年辛卯閏七月十二日	1480	新潟県立歴史博物館大輪寺文書	
朝資	屋彦造榮朝資御判物	1	〔貼紙〕文明十三年五月廿四日	81	中条朝資置文		文明拾三年辛丑伍月廿四日	1843	127	
定資	上杉顯定御書	1	長享二十二月五日	82	上杉顯定書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享二年〕十一月廿三日	1742	東京大学中条文書	封紙の日付により比定
定資	常泰之御書	8	長享二三之頃之日付	83-1	常泰（上杉房定）書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享三年〕三月十七日	1831	144	
定資				83-2	常泰（上杉房定）書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享三年〕七月廿二日	1832	148	
定資				83-3	常泰（上杉房定）書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享三年〕九月三日	1833	150	
定資				83-4	常泰（上杉房定）書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享二年〕八月十一日	1834	142	
定資				83-5	常泰（上杉房定）書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享三年〕四月十三日	1835	147	
定資				83-6	常泰（上杉房定）書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享三年〕四月八日	1836	146	
定資				83-7	上杉常泰〔房定〕書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享三年〕二月七日	1741	東京大学中条文書	
定資				83-8	上杉常泰〔房定〕書状	中条弾正左衛門尉殿	〔長享二年〕十一月十六日	3427	群馬県立歴史博物館	
定資	勝王殿状	1		84	畠山勝王書状	中条殿	〔永正十五年〕七月十日	1325	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
定資	房定之御状	1	寛正五八月廿七日	85	上杉房定安堵状	和田牛福丸殿	〔寛正五年〕（付年号同筆）八月二十七日	1916	119	
定資	対馬守実高之状	4	延徳年中之状此内二通性秀入道兩判知行之書出シ	86-1	上杉氏（房定）老臣連署奉書	中条山城守殿	延徳武年八月十一日	1850	153	
定資				86-2	上杉氏（房定）老臣連署奉書	中条山城守殿	延徳武年十月十四日	1851	154	
定資				86-3	千坂実高書状	謹上中条殿御宿所	〔長享三年カ〕八月十七日	1885	149	
定資				86-4	千坂実高書状	謹上中条弾正左衛門尉殿御報	〔長享三年〕九月十日	1884	151	
定資	朝資之議状	2	寛正文明之年号	87-1	中条朝資議状	牛福丸殿	寛正五年甲申八月廿二日	1826	118	

当主	表 記	点数	但 書	〔目録〕 番号	比定した文書名	宛 所	年 月 日	〔新〕	山形大学所蔵番号（それ以外の場合は所蔵者）	備 考
定資	朝資之讓状	2	寛正文明之年号	87-2	中条朝資売券		文明十（四）年壬寅拾月廿七日	1838	128	「讓状」とあるが、年号から本文書に比定。売券を讓状とする例は本表 61-2 も同様と判断
定資	朝資之状	1		88	中条朝資書状	中条彈正左衛門尉進之候	（文明十二年）十一月十四（二）日	1900	129	
定資	長尾能景状	2	文亀年中日付此内切紙一通入ル	89-1	長尾能景書状	中条彈正左衛門尉殿	（文亀三年）七月廿八日	1883	164	
定資				89-2	長尾能景書状	中条殿 御報	「文亀参」八月八日	1931		鈴木精英編『中条文書越後国奥山庄史料』には掲載されている
定資	伊達尚宗之状	1		90	伊達尚宗書状	中条殿	〔文亀三年）七月廿三日	1930		
定資	黒田内匠状	1		91	黒田良忠書状	中条彈正左衛門尉殿参御報	〔文亀三年）八月九日	1318	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
定資	五十公野所より之状	1		92	五十公野輔親書状	中条殿御報人々御中	十月十八日	1326	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
定資	安田より之起請文	1		93	安田実秀起請文	中条越州参	（永正十年）（付年号同筆）八月廿二日	1862	169	
定資	定資之状	4		94-1	中条定資書状案	黒河殿	文明十八年十二月十七日	1840	130	「定資之状」に該当しそうな文書は多数あるが、ここでは書状を比定
定資				94-2	中条定資書状案	黒河駿河守殿	文明十八年十二月廿一日	1917	133	
定資				94-3	中条定資書状案	千坂殿	（長享二年）九月二日	1882	143	
定資				94-4	中条定資書状案	謹上千坂対馬守殿	（長享三年）三月廿四日	1849	145	
定資	朝義之讓状	1	明応三十月七日	95	羽黒朝儀讓状		明応三年甲寅十月七日	1853	161	
定資	黒川出入之時之状共	13		96-1	中条定資申状案	第一御評定衆御中	文明十九丁未四月三日	1844	136	
定資				96-2	黒川頼実陳状案	平子平左衛門尉殿（異筆）	（長享元年）（付年号異筆）九月廿三日	1845	138	
定資				96-3	中条定資重申状案	大蔵準人佐殿	（長享元）九月廿三日	1846	139	
定資				96-4	中条定資重申状案	「大蔵準人佑殿」（異筆）御評定衆御中	（長享元年）十月十日	1848	141	
定資				96-5	黒川治実書状	中条彈正左衛門尉御報	（文明十八年）十二月十八日	1878	132	
定資				96-6	黒川頼実書状	中条彈正左衛門尉御報	（文明十八年カ）十二月十八日	1873	131	
定資				96-7	黒川頼実書状	長尾殿参御報	（文明十九年）二月廿二日	1874	135	
定資				96-8	黒川治実書状	中条彈正左衛門尉御報	（文明十八年カ）十二月廿一日	1868	134	
定資				96-9	中条定資申状案	御評定衆御中	（長享元年）九月廿七日	1899	140	
定資				96-10	羽黒房義書状	石山七郎五郎殿御申	（年未詳）八月三日	1902	137	
定資				96-11	羽黒房義書状	石山殿御申	（年未詳）十一月十二日	1903	157	
定資				96-12	中条定資渡状案		長享参年己酉十二月吉日	1847	152	
定資				96-13	長尾能景書状	中条土佐守殿	長享元年十月十七日	1319	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
定資	右之安文留書	1	但継紙	97	黒川氏重書案		自康永四年至貞和元年	-	55	黒川氏の案文を写した文書ということから比定
藤資	常泰より所領御書出	1	明応三年九月五日	98	常泰（上杉房定）安堵状	中条弥三郎殿	明応参年九月五日	1852	160	
藤資	定実公より同御書出	1	永正四十一月廿一日	99	上杉定実知行宛行状	中条彈正左衛門尉殿	永正四年丁卯十一月廿一日	1320	新潟県立歴史博物館中条氏文書	

当主	表 記	点数	但 書	「目録」 番号	比定した文書名	宛 所	年 月 日	『新』	山形大学所蔵 番号（それ以外 の場合は所蔵者）	備 考
藤資	同御書	1	永正七八月一日	100	上杉定実知行宛行状	中条彈正左衛門尉殿	永正七年庚午八月一日	1322	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
藤資	長尾為景公より知行書出添状	1	永正七九月三日	101	長尾為景遵行状	中条彈正左右衛門尉殿	永正七九月三日			元禄四年の文書差出のときに提出されているが、原本なし。『越佐史料』では和田中条文書となっている。
藤資	同為景公より藤資への御誓詞	1	永正十年八月十九日	102	長尾為景起請文	中条越前守殿	永正十年八月十九日	1861	168	
藤資	謙信様より藤資への御誓詞御血判	1	永禄十年十一月晦日の御日付	103	上杉輝虎起請文	中条越前守殿	(永禄十一) (付年号同筆) 拾一月晦日	1863	173	
藤資	同御書但被感御書	2	永禄十年十一月廿七廿八の御日付	104-1	上杉輝虎書状	中条越前守殿	〔永禄十一年〕 拾一月廿七日		米沢市上杉博物館所蔵文書	
藤資				104-2	上杉輝虎書状	中条越前守殿	〔永禄十一年〕 拾一月廿八日	2337	個人	
藤資	謙信公御感状	1	永禄四年九月十三日信州川中島合戦の節	105	上杉政虎感状	中条越前守殿	〔永禄四年〕 九月十三日			本項は追筆。なお、【資料5】でも提出の記載はないが、『上杉氏御年譜』では採録している
藤資	長尾中務長景之状	1		106	長尾長景遵行状	中条彈正左衛門尉殿	(永正四年) (付年号同筆) 十二月六日	1856	165	
藤資	長尾能景裏判之書付	1		107	斎藤珠泉頼信・平子朝政連署状	信州 参御宿所	〔明応九年〕 拾月廿日	1317	新潟県立歴史博物館所蔵中条氏文書	
藤資	桃溪庵宗弘之状	2	永正四年之頃	108-1	桃溪庵宗弘書状	山吉孫左衛門尉殿	永正四年十一月廿八日	1321	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
藤資				108-2	桃溪庵宗弘書状	中条彈正左衛門尉殿	〔永正六年〕 八月八日	1324	新潟県立歴史博物館中条氏文書	
藤資	長尾宗心入道御書	2	但黒川出入之時之状（貼紙）ウラ打分（貼紙）是合点無御座候謙信様ヲ前廉宗心様ト申候哉とも存候	109-1	長尾宗心書状	中条越前守殿御宿所	〔弘治元年〕 十二月四日	1932		『中条藤資伝記』には記載、但し原本なし
藤資	長尾宗心入道御書	2	但黒川出入之時之状（貼紙）ウラ打分（貼紙）是合点無御座候謙信様ヲ前廉宗心様ト申候哉とも存候	109-2	天室光育書状	中条越前守殿参	(弘治元年) 霜月四日	1905	171	「長尾宗心入道御書」とあるが、当該期の黒川出入関係、もう一通の宗心文書との関係からひとまず比定。天文廿四年十一月廿九日付黒川四郎次郎宛長尾宗心書状写（米沢市常安寺所蔵）について『越佐史料』では「中条文書」としていること等から、こちらの可能性も考えられる。
藤資	藤資築地弥七郎へ所領御書出	1		110	中条藤資安堵状	築地弥七郎殿	永正九年十月十七日	2336	個人	
藤資	方々よりの御状共	18	山吉孫左衛門加地安芸守直江大和本庄美作山吉孫二郎新発田尾張色部昌長之状也	111-1	宗緩（本庄実乃）書状	越州参御報	(永禄十二年カ) 八月六日	1908	174	「方々よりの状共」に該当しそうな文書は多数確認できるが、ひとまず注記の差出人名から18通を比定
藤資				111-2	宗緩（本庄実乃）書状	越州参御報	(永禄十二年カ) 八月八日	1910	175	
藤資				111-3	宗緩（本庄実乃）書状	越前守殿参御報	(永禄十二年カ) 八月十一日	1909	176	
藤資				111-4	直江景綱書状	越州参御報	(永禄十二年カ) 八月十七日	1901	178	
藤資				111-5	山吉豊守書状	越州参御報	(永禄十二年カ) 八月十八日	1906	179	
藤資				111-6	山吉豊守書状	越州参御報	(永禄十二年カ) 八月廿日	1892	180	
藤資				111-7	新発田忠敦書状案	越州御宿所	(永禄十二年カ) 八月廿四日	1877	182	
藤資				111-8	新発田忠敦書状案	越州御報	(年月日未詳)	1886	183	

当主	表 記	点数	但 書	「目録」 番号	比定した文書名	宛 所	年 月 日	『新』	山形大学所蔵 番号（それ以外 の場合は所蔵者）	備 考
藤資	方々よりの御状共	18	山吉孫左衛門加地安芸守直江大和本庄美作山吉孫二郎新発田尾張色部昌長之状也	111-9	山吉豊守書状	越州参貴報	(永禄十二年カ) 即刻	1907	184	「方々よりの状共」に該当しそうな文書は多数確認できるが、ひとまず注記の差出人名から18通を比定
藤資				111-10	新発田忠敦書状	越州御宿所	(年月日未詳)	1869	185	
藤資				111-11	新発田忠敦書状	越州御報人々	(年月日未詳)	1870	186	
藤資				111-12	新発田忠敦書状案	越州御報	(年月日未詳)	1919	187	
藤資				111-13	屋代頼国等三名連署段錢請取状		明応六年丁巳四月十八日	1855	163	
藤資				111-14	山吉能盛打渡状	中条弾正左衛門尉殿	(永正四年) 十二月九日	1857	166	
藤資				111-15	色部昌長書状	中条殿御報	(永正五年カ) 七月二日	1864	167	
藤資				111-16	山吉豊守三名連署状	越州へ参御陣所	(永禄十一年十一月) 廿七日	1891	172	
藤資				111-17	山吉豊守等三名連署状	越州 参御宿所	[永禄十一年) 十一月廿七日	2338	個人	
藤資				111-18	本庄宗綏(実乃) 書状	越州 参御報	[永禄十二年) 八月廿二日	2339	個人	
景資	謙信様御朱印	1	但軍役之御書出 天正二六月廿日	112	上杉謙信軍役状	中条与次殿	天正二年六月廿日	3698	上越市立総合博物館	『御書集成』I - 189
景資	同御一字御拝領御書	1	年号無之八月一日	113	上杉謙信カー字状					日付はないが、『御書集成』I - 152に比定(末キレミヘスとあるので、日付は切れてしまったとみられる)
景資	同景資両父へ御直筆仮名書之御書	1	但あさひ山合戦之時 年号無之八月七日	114	上杉謙信書状	よし江おりへ殿・与次らうほへ	(天正二年) 八月七日	1866	188	『御書集成』I -151
景資	景勝様より御知行御書出御朱印	1	天正六年九月十六日	115	上杉景勝書状	中条与二殿	天正六年九月十六日			『御書集成』II - 853とみられるが原本なし。
三盛	景勝様より継目被下置御書出	1	天正十年十二月二日之御日付	116	上杉景勝朱印状	中条一黒殿	天正十年十二月二日	1918	193	『御書集成』II -852
三盛	同年頭之御書	4	此内一通御直筆	117-1	上杉景勝御内書	中条与次とのへ	(年未詳) 正月二日	-	194	
三盛				117-2	上杉景勝御内書	中條与次とのへ	(年未詳) 正月二日	-	195	
三盛				117-3	上杉景勝御内書	中条与次とのへ	(年未詳) 正月廿二日	-	196	
三盛				117-4						
盛直				118-1	上杉景勝御内書	中條一兵衛とのへ	(年未詳) 正月二日	-	207	
盛直	景勝様御年頭之御書	2		118-2	上杉景勝御内書	中條一兵衛とのへ	(年未詳) 十二月廿八日	-	208	本文書は歳暮にかかるものであり、本項は「年頭之御書」とあるが、まとめたと解してこれを比定
盛直	定勝様御書	8	此内四通御直筆	119-1	上杉定勝御内書	中条市正とのへ	(年未詳) 正月二日	-	210	
盛直				119-2						
盛直				119-3						
盛直				119-4						
盛直				119-5						
盛直				119-6						
盛直				119-7						
盛直				119-8						
盛直	同官途之御書出	1		120						
知資	定勝様御書	4		121-1	上杉定勝御内書	中條市兵衛殿	(年未詳) 正月三日	-	211	
知資				121-2	上杉定勝御内書	中条市兵衛殿	(年未詳) 正月廿五日	-	212	
知資				121-3						
知資				121-4						
知資	綱勝様御書	13	此内四通ハ御黒印	122-1	上杉綱勝御内書	中條越前守とのへ・新津右近助とのへ	(年未詳) 三月十六日	-	213	
知資				122-2	上杉綱勝御内書	中條越前守とのへ	(年未詳) 四月廿二日	-	214	
知資				122-3	上杉綱勝御内書	中條越前守とのへ	(年未詳) 正月二日	-	215	

当主	表 記	点数	但 書	「目録」 番号	比定した文書名	宛 所	年 月 日	「新」	山形大学所蔵 番号（それ以 外の場合は所 蔵者）	備 考				
知資	網勝様御書	13	此内四通ハ御黒印	122-4	上杉綱勝御内書	中條越前守との へ・新津右近助と のへ	(年未詳) 九月廿一日	-	217					
知資				122-5										
知資				122-6										
知資				122-7										
知資				122-8										
知資				122-9										
知資				122-10										
知資				122-11										
知資				122-12										
知資				122-13										
知資				同御用之御書	4		123-1	老中阿部忠秋・酒井忠清・稲葉正 則・久世広光連署状	中條越前殿・黒川 左衛門殿	(寛文四年) 七月廿七日	-	216		
知資							123-2							
知資							123-3							
知資	123-4													
知資	生善院様御ふみ	1		124	生善院書状	中条越前との参	(年未詳) 霜月朔日	-	219					

※「目録」番号は、「目録」記載順に作成者が振った番号
 ※「新」は『新潟県史』資料編の番号
 []は現在所在が確認できない古文書

【表3】 「目録」に記載されていない「中条家文書」所収文書一覧

	文書名	宛 所	年月日	「目録」番号	新潟県史番号	備 考
1	佐々木加地重朝譲状		文永三年七月十三日	12	1756	高野氏関連文書
2	大見行定譲状		弘安六年四月五日	18	1911	大見水原氏関連文書
3	河村秀通坪付写		弘安九年八月 日	20	1759	河村氏関連文書
4	関東下知状案		正應五年八月七日	21		河村氏関連文書
5	大見家政譲状		嘉元二年六月八日	31	1769	大見水原氏関連文書
6	左衛門尉宗経・同盛房連署請文写	進上御奉行所	嘉元二年七月十八日	32	1770	河村氏関連文書
7	因幡国佐治郷北方地頭職和与状案		文保三年三月廿七日	36	-	佐治氏関連文書
8	越後国加地庄預所孝順和与状		元應二年十一月廿二日	38	1773	高野氏関連文書
9	関東下知状		元應三年正月七日	39	1774	高野氏関連文書
10	佐々木加地顕信和与状		元應三年参月八日	40	1775	高野氏関連文書
11	僧某・法橋某連署奉書	村越孫六殿	康永二年十一月廿日	49	1781	加地氏関連文書
12	藤原公房打渡状		康永二年十二月八日	50	1782	加地氏関連文書
13	沙弥某等連署状		かうゑい三年五月十四日	51	1783	黒川氏関連文書
14	尼明泉代祐信重申状案		康永三年十一月 日	52	1894	加地氏関連文書
15	越後国奥山庄雑掌実清重申状并具書案			54	1913	
16	足利直義裁許状案		貞和三年三月十七日	56	1897	
17	三浦和田氏重書案		自元久二年至貞和三年	57	-	
18	羽黒義成申状		貞和三年六月 日	59	-	羽黒氏関連文書
19	奥山庄羽黒・鷹栖・高野、加地庄相伝系図		(年月日未詳)	60	-	羽黒氏関連文書
20	羽黒義成申状具書案		自文永三年至建武五年	61	-	羽黒氏関連文書
21	黒川茂実置文案		貞和六年三月十六日	63	1786	黒川氏関連文書
22	尼明泉代祐信重申状		観応元年三月日	64	1788	加地氏関連文書
23	尼聖(え)き譲状		おうあん五年六月三日	83	1808	
24	聖英寄進状		しとくくわんねんきのへね二月十五日	88	1807	
25	羽黒時茂譲状		おうゑい廿八ねん九月十日	93	1811	羽黒氏関連文書
26	千坂信高遵行状	関隼人佑殿	(正長元年カ) 三月廿日	100	1872	黒川氏関連文書
27	千坂信高書状	関隼人佑殿	(正長元年) 三月廿日	101	1881	黒川氏関連文書
28	中条房資書状案		嘉吉三年九月廿六日	103	-	羽黒氏関連文書
29	秀勸(羽黒資義)訴状案	御奉行所	宝徳三年四月 日	109	1824	羽黒氏関連文書
30	秀勸(羽黒資義)譲状		于時宝徳三太才壬申年六月廿日	110	1823	羽黒氏関連文書
31	飯沼頼泰書状	謹上平子殿御報	(宝徳四年カ) 正月廿八日	111	1876	黒川氏関連文書
32	輔澄書状	黒河殿御宿所	(宝徳四年) (付年号同筆) 八月十二日	112	1828	黒川氏関連文書
33	輔澄書状	黒河殿御返報	(享徳元年) 壬八月十六日	113	1837	黒川氏関連文書
34	上杉房定書状	飯尾下総守殿	(享徳二年カ) 十二月五日 (五ハ重ネ書)	114	1830	黒川氏関連文書
35	上杉房定書状	黒河下野守殿	(年未詳) 十月廿六日	120	1827	黒川氏関連文書
36	飯沼輔泰書状	謹上黒川殿御報	(文明十二年) 十一月十日	122	1889	黒川氏関連文書
37	某書状案	雲照寺侍者御中参之候	(年未詳) 十二月五日	123	1812	黒川氏関連文書
38	松浦実澄起請文		文明十二年十二月十一日	124	1839	黒川氏関連文書
39	中条朝資書状案	黒河下野入道殿	文明十二年極月十八日	125	1842	黒川氏関連文書
40	応田(黒川氏実)書状		(文明十三年) (付年号異筆) 極月廿日	126	1898	
41	羽黒定成書状	霜台(中条定資)参	(年未詳) 三月九日	155	1888	
42	某書状	謹上はくろとのへ人々御中	(年未詳) 九月十五日	156	1880	羽黒氏関連文書

	文書名	宛所	年月日	「目録」番号	新潟県史番号	備考
43	某小山年貢注文		(年月日未詳)	158	1887	
44	中条定資寄進状		明応(三)年(八)月廿八日	159	1854	
45	羽黒朝儀書状案	山城守殿参	(年未詳)十月廿八日	162	1879	
46	西実助等四名連署書状	遠州御尊報	(永正十六年)十一月廿日	170	1858	色部氏宛文書
47	新発田忠敦書状案		(永禄十二年)八月十三日	177	1875	
48	山吉豊守書状	尾州御報	(永禄十二年カ)八月廿一日	181	1890	新発田氏宛文書
49	中条景泰軍役帳写		(天正三年二月十六日)	189	1865	
50	中条景泰書状	清浄心院参尊報	(天正七年)二月十四日	190	1871	
51	吉江宗(ギン)(宗信)書状	越前守殿参御宿所	(天正九年)拾壹月晦日	191	1904	
52	魚津在城衆十二名連署書状	直江与六殿	天正十年卯月廿三日	192	1867	
53	飛鳥井雅枝蹴鞠免許状	中條与次殿	(文禄二年)閏九月廿日	197	-	
54	飛鳥井雅枝蹴鞠免許状	中條与次殿	(文禄二年)閏九月廿日	198	-	
55	知行目録	中條市兵衛殿	元和六年八月廿八日	206	-	
56	上杉綱憲御内書	中條兵四郎とのへ	(年未詳)正月朔日	218	-	
57	知行目録	中條市兵衛殿	元禄八年十二月十三日	220	-	
58	中条清資文書入日記		正徳元年六月廿九日	221	-	
59	上杉齊憲御内書	中条清松とのへ	(年未詳)正月朔日	222	-	
60	色部安長・千坂尚次連署状	中條修理殿	(年未詳)六月十三日	223	-	
61	魚津御請状本書包書并改覚		享保八年八月一四日	224	-	
62	畠山義寧書状	中條周防殿	(年未詳)十一月十七日	225	-	
63	正月行事置文写		寛延二年六月廿三日	226	-	
64	知行目録写		宝暦三癸酉年六月七日	227	-	
65	上杉鷹山判物案	中條豊前とのへ・廣居図書とのへ	(年未詳)十月八日	228	-	
66	上杉治広御内書	中條豊前とのへ	(年未詳)六月三日	229	-	
67	上杉治広御内書	中條豊前とのへ	(年未詳)正月朔日	230	-	
68	上杉勝定書状	中条豊前殿・毛利内匠殿・廣居図書殿	(年未詳)正月廿七日	231	-	
69	上杉宗憲御内書	中條周防とのへ	(年未詳)正月朔日	232	-	
70	上杉齊憲御内書	中条豊前とのへ	(年未詳)正月朔日	233	-	
71	中条家文書目録		(年月日未詳)	199	-	
72	三浦和田氏系図		(年月日未詳)	200	-	
73	和田氏系図		(年月日未詳)	201	-	
74	中条氏系図		(年月日未詳)	202	-	
75	中条・羽黒氏系図		(年月日未詳)	203	-	
76	桓武平氏諸流系図		(年月日未詳)	204	-	
77	上杉氏系図(重房～顕景)		(年月日未詳)	205	-	
78	中条家由緒書		(寛永年間)	209	-	
79	慶長之頃古状之写		(年月日未詳)	(一)	-	
80	中条中興記		(年月日未詳)	(二)	-	
81	盛直公御以来勤書		(年月日未詳)	(三)	-	
82	中條氏家譜略記		(年月日未詳)	(四)	-	
83	中条庶子譜		(年月日未詳)	(五)	-	
84	中条越前守藤資伝記		(年月日未詳)	(六)	-	

を除き、系図等は「目録」には記載されていない。したがって、【表3】に記載された文書は、「目録」作成時点で所蔵されていなかったということではなく、「目録」から除外されたものであったと考えられる。そして、それらは中条氏当主に直接的な関わりが少ない文書あるいは系図・由緒書等であったといえる。

以上から、「目録」は、その時点で中条氏に伝来していた記録類すべてを収録しようとしたものではなく、当時の中条氏伝来文書のうち、同氏当主に関わる文書、とくに景資の項以降については上杉氏（藩主）との関係を示す文書を整理したものと考えられる。⁽⁶³⁾すなわち一七世紀後半以前における中条氏の文書整理は、代々の当主、そして米沢藩主に対する強い意識をもって行われていたものであることがうかがわれる。

(一) 「中条家文書目録」と中条景資・景泰

前節では、中条氏が元禄四年（一六九一）以前に同氏当主を基準にした伝来文書の目録を作成していたことを指摘した。このことを踏まえて、本節では、「目録」における当主、とくに前章の系図・由緒書等において確認した中条景資・景泰に対する認識について検討したい。

前掲した【表2】によれば、「目録」においても、藤資以降の数代については、藤資―景資―三盛―盛直…と続いており、景泰の名は確認できない。そこで、【表2】のうち、藤資・景資・盛直の項に採録されている文書を確認してみると、

①藤資：明応三年（一四九四）～永禄一二年（一五六九）のものまで三四通

②景資：天正二（一五七四）～六年（一五七八）のもの三通と年未詳の文書一通

③三盛：天正一〇年（一五八二）の文書一通および年未詳の文書四通であることがわかる。そして、②景資の項にみられる天正二～六年の三

通は、⁽⁶⁴⁾いずれも現在では景泰宛のものと理解されている文書である。すなわち、「目録」では現在景泰期と見なされている時期がそのまま景資期と考えられており、永禄二～天正二年の間が空白となっていることがわかる。また、②にみられる文書四通について、中条氏とみられる人物の表記をみると、いずれも「与次」と記されている。これらからすると、この時点での中条氏は、藤資から三盛までの間の当主を「与次」一名と想定し、実名を景資と理解していたことが考えられる。なお、②の年紀の判明する三通は、【資料5】⑤～⑦に該当し、いずれも「与次景資」とみなされていることがわかる。この認識は、前章で述べた、【資料1】の「由緒書」で景泰の事績がそのまま景資の事績となっていることと一致する。したがって、「由緒書」および「目録」については、いずれも作成者として知資が関わっていると考えられることもあわせて鑑みれば、相互に関連するものと考えられよう。⁽⁶⁵⁾そして、知資あるいはその周辺で「由緒書」および「目録」が作成される時点では、中条氏は三代前の当主の変遷も忘れられている状態であったことがうかがわれる。

そこで、藤資以後の当主変遷にあたっての状況をあらためて考えてみたい。永禄一二年以後、景泰が天正二年に中条氏の家督を相続するまでの間、同氏に関する文書は伝来しておらず、その動向は不明瞭となっている。そして、景泰は天正一〇年、二五歳で没しており、また三盛・盛直はそれぞれ三〇歳・三一歳で早逝している。⁽⁶⁷⁾そのため、三盛・盛直・知資の三代は、いずれも実子ではあったものの、それぞれ五歳・五歳・一二歳と幼少で家督を相続することになった。⁽⁶⁸⁾したがって、この時期米沢藩における中条氏の立場は不安定であったとみられる。

さらに、三盛が家督を相続した時点では、【資料1】によれば「親類・眷属皆相果」という状態であった。そして盛直は家督を継いだ時点で幼少であったため、叔父の中条資種と一族の築地資豊が後見となったが、その翌年に資種は出奔、資豊は同年に没している。そのため盛直は成人

するまでの間、居城である鮎貝を離れ、米沢で暮らしている⁽⁶⁹⁾。二代続けて幼少の当主が周囲から離れた状態に置かれていた状況、さらに盛直も早逝していることからすると、その子知資が家督を相続する時点では、直近の家譜も詳細に受け継がれていかなかったことが考えられる。すなわちこの時期における「目録」「由緒書」等の作成は、中条氏があらためて同氏の系譜の復元を行おうとしていたことを示すといえよう。

なお、「目録」等が藤資の次代の当主について、発給文書のみられない「景資」としている理由については明確ではないが、【表2】一一四の吉江老母等宛上杉謙信書状⁽⁷⁰⁾が伝来していること、【表2】一一三年未詳（上杉謙信カ）一字状⁽⁷¹⁾において、「任望景与出之候、仮名者与次与可然候」とあることから、藤資の次代当主を吉江氏からの養子とみなし、その人物として景資の名を推定した可能性も考えられよう⁽⁷²⁾。なお、【資料2】においても景泰（＝景資）は吉江氏からの養子としているので、そうした認識が引き継がれている可能性も考えられよう。

（三） 中条氏の文書収集と「中条景泰」

前節においては、中条氏は衰退とともに系譜が忘れられた状態となっており、伝来文書の整理、由緒書の作成等によってその復元を行おうとしていたこと、ただし「目録」作成時点では三代前の当主である景泰の名を認識できていなかったことを指摘した。そして、前章で指摘したとおり、一八世紀前半に中条氏は景泰を認識するにいたっている。そこで、ここにもみられる変化の事情について、中条氏の文書収集の観点から検討することとしたい。まず【資料6】をみてみよう。

【資料6】⁽⁷⁴⁾

越中国魚津籠城之面々江従景勝公御書之為御請状本書ナリ、父知資公江武田大藏殿所持、当先祖実判之書タル故ニ被打送之由知資公御

直二清資承之、後年ノタメ記之置物ナリ

享保八年八月十四日改之

魚津御請状本書

【資料6】は文書封紙の書付であり、享保八年（一七二三）に中条清資が記したものとわかる。そして、魚津城に籠城した面々が上杉景勝に宛てて出した請状の封紙であるとする内容から、その本紙は（天正一〇年）卯月二三日付の直江与六宛魚津在城衆十二名連署状とみられる。そこで、この文書もあわせてみておきたい。

【資料7】

（墨引）⁽⁷⁵⁾

当月五日・同十一日之御書御両通、昨夜戌刻自松倉到来、謹而奉拜見候、仍当地之儀、最前如申上候、壁きわ迄取詰、夜昼及四十日雖相責申候、至今日迄相抱申候、此上之儀者、各滅亡与存定申候、此由可然様御披露奉頼候、恐惶謹言、

中条越前守

景泰（花押）

竹俣三河守

慶綱（花押）

吉江喜四郎

信景（花押）

寺嶋六三

長資（花押）

蓼沼掃部助

泰重（花押）

藤丸新介

勝俊（花押）

卯月廿三日

亀田小三郎

長乗（花押）

若林九郎左衛門尉

家吉（花押）

石口采女正

広宗（花押）

安部右衛門尉

政吉（花押）

吉江常陸入道

宗間（花押）

山本寺松三

景長（花押）

直江与六殿

【資料7】は「中条家文書」のうちの一点であるが、直江与六宛であり、本来中条氏に伝来するものではない。この文書について【資料6】では、武田大蔵（信安）が所持のところ、「先祖実判」があることから、中条知資に送られたとする⁽⁷⁶⁾。したがってこの文書は、中条知資が中条氏当主について高い関心をもって収集したものであることになる。【表2】に【資料7】はみられず、また前述の通り、中条氏所蔵文書のうちで同氏当主に直接関連する文書は発給文書（黒川氏等他氏伝来文書）についても記載されていることからすると、本文書の入手は「目録」作成以後である可能性が高い。

そこで【資料7】の差出人を見ると、「中条越前守景泰」の名を確認できる。すなわち【資料6】にみられる「先祖実判」とはこの中条景泰の花押を指すことがわかる。なお中条知資は元禄七年（一六九四）に死去している⁽⁷⁷⁾ので、【資料7】の入手は元禄四年（資料5）作成時点（七年の間のことと考えられる。そして【資料2】等、これ以降の系図等

に景泰がみられるようになっていた点からすると、中条氏が景泰を認識したことについては【資料7】の入手が大きく関わっているものと思われる。

また【表3】からは、「目録」に記載されていない文書のうちに中条景泰発給文書の写がみられることがわかる⁽⁷⁸⁾。現時点では明確ではないが、「目録」に採録されていない点、系図・由緒書等に景泰の名が確認できない点から考えても、これを入手（書写）した時期は一七世紀後半をのほらないものと思われる。ほかに「中条景泰軍役帳写」（【表3】四九）なども同様に後世の収集（書写）とみられる。したがって一七世紀末期以降の中条氏では【資料7】のみならず、中条氏当主（景泰）に関する文書を収集しており、その結果が「中興記」等の記述に反映されたと考えられる⁽⁷⁹⁾。

以上から、中条氏においては、「目録」作成以後も、中条氏当主に關わる文書の収集が行われており、そのなかで元禄四〜七年に景泰に關わる文書が見出され、その名が認識されるにいたった、と考えられる。また、それ以前から藤資から三盛の間の当主は一人とする認識があったことから、景資が景泰と改名したとみなすことになったとみることができよう。そして、それらが「中興記」の記述に反映されたと考えられる。なお、【資料3】傍線部aにみられる「改景泰」という追筆についても【資料7】入手以降とみるべきではなからうか。

以上本章では、中条氏が一七世紀中葉頃以降、伝来文書の調査・整理、また収集を行っており、その認識を由緒書等の記述に反映させていたこと、そのなかでは元禄四〜七年の間に天正期頃の当主であった中条景泰の名を見いだして、同氏当主の系譜に対する認識を改めていたことを指摘した。

一旦衰退し、中興した中条氏にとって、鎌倉期以来の由緒は重要であった。そのため、それが詳細に引き継げなくなっていた知資期以降に伝来

文書の整理が行われ、系譜の復元が試みられたものとみられる。その意味でも、中条氏における文書整理は、中条氏の系譜認識にとって重要な役割を担っていたことが確認できよう。なお、前述したとおりその中に景資と景泰は別人であるという認識がなされることになるが、このことはその後にも同氏当主の系譜を意識した文書の整理・調査・収集が行われていたことを指すといつてよいものと思う。

③ 中条氏の文書管理と「中条家文書」―むすびにかえて―

前章までにおいて、一七世紀中葉―一八世紀初頭の中条氏における戦国末期頃の当主に対する認識について、伝来した系図・由緒書等の記述の変遷と、同氏における文書整理・管理との関わりを検討を通じて確認してきた。ここまでに明らかにした点について以下にまとめておきたい。

A、中条氏では近世以降にも多くの系図・由緒書が作成され、また書継がなされていた。そして、それらはその時期ごとに若干の變化を遂げている。天正期の当主中条景泰に関する一七世紀中葉―一八世紀の系図等の記述に注目すると、景泰の名を認識していないものから景資の改名後の名とするものに変遷していることがわかる。

B、中条氏は、一七世紀中葉には三代前の当主である景泰の名も忘れられるような状態であった。しかし、同氏では当主関連文書を中心に伝来文書が整理され、その系譜の復元が試みられた。そしてその結果は系図・由緒書の記述にも反映された。また「目録」の作成以後も整理・収集は続けられ、元禄四―七年には魚津城在城衆十二名連署状を入手して、それまで認識されていなかった景泰の名を認識することとなった。

さて、中条氏の一七世紀中葉―一八世紀前半における同氏当主の系譜

に対する高い関心、また文書群の整理・収集等と系図等との関わりがうかがわれることからすれば、同氏は伝来文書群に対しても高い意識をもっていたとみられる。そして、前述の通り中条氏がその後にも系譜認識を改めている点からすれば、近世を通じてそれら文書に高い関心を持ち続けていたことが考えられる。そこで本章では、近世中条氏における景資・景泰に対する認識がその後さらに変化する背景として、その後の同氏の文書管理を検討することでむすびにかえたい。なお、中条氏に伝来した中世文書群の中核となる「中条家文書」は、近世中条氏が管理した文書群の延長線上に位置づけられるといえる。そこで以下では、この伝来状況と「目録」を中心に比較検討を行いたい。

あらためて【表2】を確認すると、「目録」記載の文書のうち、現在所在の確認できる文書は一九三点あり、山形大学小白川図書館、新潟県立歴史博物館（中条氏文書・羽黒氏文書第二巻・大輪寺文書）、東京大学（中条文書）、胎内市役所、群馬県立歴史博物館、上越市立総合博物館、個人（二件）、米沢市上杉博物館の所蔵するところとなっていることがわかる。これらが中条氏のもとを離れるのは明治期以降であることが知られるので、少なくとも幕末まではほぼすべて同氏に伝来していたことがわかる。また確認できていない三五点のうち、七点は写本等のかたちで確認される。これらは先に指摘した元禄四年の文書差上以降に起因するとみられる二点と、「藤資伝記」に引用されている四点、⁽⁸²⁾『越佐史料』巻三で「和田中条文書」とされている一点⁽⁸³⁾であり、後二者の五点は近代まで中条氏に伝来していたことがうかがわれる。したがって、「目録」に記載された文書のうち、幕末までの伝来が確認できないのは二八点とある。そして、そのうちの二三点までは三盛・盛直・知資の時期の文書である。すなわち景資期以前として「目録」に記載された文書のほとんどは幕末まで中条氏に伝来していたことを確認できる。

しかし盛直期以降の文書については、「目録」記載のうち一一点の所

在は確認されるものの、それ以外は不明な部分が多い。そこで【表2】・【表3】によって盛直期以降の文書全二四点を確認してみると、一八点までが藩主（あるいはその一族）からの御内書または書状であることがわかる⁽⁸⁴⁾。さきの【資料4】によって、三盛期以降の文書についてはほぼ藩主からの文書のみが掲げられていたことが確認されるが、その後も「目録」による整理方針は踏まえられていたことがうかがわれる。そこで中条氏が伝来文書をどのように管理していたのかみてみたい。【資料8】を見よう。

【資料8】⁽⁸⁵⁾

入日記

- 一、大輪寺文書 壹包
- 一、羽黒文書 壹包
- 一、水原文書 壹包

右之通本文書箱少ク候之間、新文書箱二納之、

- 一、綱憲公御内書 壹袋
- 一、吉憲公御内書 壹袋

正徳元年
六月廿九日改

清資

- 一、古キ御内書二袋 正徳三年五月三日入ル

【資料8】は、正徳元年（一七一）に中条清資が同氏所蔵文書の一部を整理したときの記録である。

本資料は、中条氏が自家に伝来していた大輪寺文書、羽黒氏文書、大見水原氏文書などを新たな文書箱に納めたことを示している。なお大輪寺は中条家の祈願寺、大見水原氏は白河庄を拠点にした一族、羽黒氏は中条氏の庶氏である⁽⁸⁶⁾。そして、それぞれの文書は伝来ごとに一包にされ

ていたことがわかる。中条氏ではこれらを伝来別に整理・管理していたことがうかがわれる。

そして本資料から、米沢藩四代藩主綱憲および五代藩主吉憲の御内書はそれぞれの代ごとに袋に入れて管理されており、正徳三年には「古キ御内書」は二袋に入れられていたことがうかがわれる⁽⁸⁷⁾。すなわち中条氏は、米沢藩主からの御内書は別の袋に入れて優先的に管理していたことになる⁽⁸⁸⁾。とくに上杉景勝・綱勝からの御内書については、【資料8】にみる「古キ御内書」のうちの文書として伝来したとみるべきであろう⁽⁸⁹⁾。

なお、「目録」中に系図・由緒書等がほとんど記述されていないことについてはすでに記したが、【資料8】にみるように、文書が伝来別に袋に入れて管理されていたこと等を鑑みれば、系図・由緒書等も他の古文書とは別に管理されていたことが考えられよう。

以上からすると、近世までにおける中条氏伝来文書は、i「目録」時に整理された文書群、iiその他の他氏伝来文書群、iii中条氏当主（景泰等）に関わる収集文書、iv別に袋に入れて管理されていた（米沢）藩主からの御内書等、v系図・由緒書、viその他、などに整理・管理されていたといえる。そして、この方針で近世を通じて文書管理が行われていたこと、これらをあわせるかたちで現在の「中条家文書」が構成されることになったことが考えられる。その意味で中条氏は、当主の系譜を意識した「目録」時点までの整理、およびそれ以後の文書収集・整理の方針を、近世を通じて維持していたことになる。なお、三盛以後の文書の多くが「目録」時点から失われているのは、前記のiとivが異なる管理をされていた結果である可能性が考えられよう。

「中条家文書」として伝来した文書群は、近世の中条氏にとっては、普段用いられないものであったが、いっぽうで戦国期以前の同氏の由緒、また近世においては藩主家との結びつきを示しており、いわば米沢藩内

における中条氏の位置をあらわしていたものといえる。そのために他の文書と別に整理され、結果として現在の構成となったとみられる。そのことは、すなわち近世の中条氏がこれら由緒等を強く意識していたことを示しているとも考えられよう。

なお、「中条家文書」として伝来した文書群は、「目録」作成以後に同氏で日常的に用いられていた文書をほとんど引き継いでいない。近世の中条氏が日常的に用いた文書群は、これらとはさらに別の管理が行われていたと思われる⁽⁹⁾。

本稿では一七世紀中葉～一八世紀前半頃の系譜認識の変遷を中心に検討したが、たとえばその後作成された「藤資伝記」等の成立についてなど、多くの部分が検討できていない。これらは本稿にみられるその他多くの問題点とともに、すべて今後の課題としたい。

〔謝辞〕

本稿の作成および中条家文書等の調査について、伊藤清郎氏、松尾剛次氏、山形大学小白川図書館情報サービス担当の皆様、福原圭一氏、片桐昭彦氏等多くの方々のご協力をいただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

註

- (1) 高橋秀樹「三浦氏系図にみる家の創造神話」(入間田宣夫・峰岸純夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』上、高志書院、二〇〇七年)。
 (2) 山形大学小白川図書館所蔵「中条家文書三〇四」なほ、「中条家文書」の番号は山形大学小白川図書館の所蔵目録番号による。以下の引用においては同様とし、「中」〇〇号と表記する。
 (3) 「桓武平氏諸流系図」に関する検討としては、野口実「古代末期の武士の家系に関する二つの史料」(『古代史論攷』五、一九八四年)、白根靖大「中条家文書所収」(『桓武平氏諸流系図』の基礎的考察)(入間田宣夫編『東北中世史の研究』下、高志書院、二〇〇五年)、また井原今朝男「中世善光寺平の災害と開発 開発勢力としての

伊勢平氏と越後平氏」(『国立歴史民俗博物館研究報告』九六、二〇〇二年)などが挙げられる。

- (4) 前掲註3井原論文。
 (5) そのほかに、上杉氏に関する系図および慶長三～六年の会津移封時期にかかる事績の書上の二点もみられる。

- (6) 原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」(国文学研究資料館「アーカイブズ研究系」編『藩政アーカイブズの研究―近世における文書管理と保存―』(岩田書院、二〇〇八年))。
 (7) 定兼学「書評『藩政アーカイブズの研究』」(『アーカイブズ学』九、二〇〇九年)。

- (8) 前掲註6『藩政アーカイブズの研究』所収などに指摘されているように、他の武家についても同様の観点からの成果が集積されてきている。たとえば鳥津氏の例として、林匡「鹿兒島藩記録所と文書管理―文書集積・保管・整理・編纂と支配―」(同書所収)では、家譜編纂と文書管理とが関わることが指摘されている。なお日本の文書管理史については、おもに村方文書を素材としたものが先行しており、大友二雄「近世社会における文書管理と文書認識―美濃加茂郡蜂屋村を事例に―」(『史料館研究紀要』二三、一九九二年)など、由緒論的な視点からの検討も多

- くみられる。富善一敏氏は「近世史研究における由緒論の盛行にとまない、由緒の創造と文書管理・利用に集中する傾向がみられ、儀礼・由緒といった近世固有の(あるいは非合理的)側面が重視されている」とする(『村方文書管理史研究の現状と課題』(『藩政アーカイブズの研究』))。

- (9) 阿部洋輔「米沢藩御書集」と上杉家文書(上越市史中世史部会「上杉家御書集成」I、上越市、二〇〇一年)。また浅倉有子「近世前期における米沢藩の修史事業と『御年譜』編さん」(同書所収)においても近世前期米沢藩の修史事業について指摘がみられる。

- (10) 阿部哲人「上杉家文書と直江兼統」(『天地人リレー講演会記録集』、新潟県立歴史博物館、二〇〇九年)。また前掲註9浅倉論文や同「近世・近代における「上杉家文書」の整理・管理とその変容」(『新潟史学』六三、二〇〇九年)などの研究がみられる。

- (11) 井上鋭夫「解説」(『奥山庄史料集』、新潟県教育委員会、一九六五年)、田島光男「色部氏文書の伝来と現況」(小川信編『中世古文書の世界』、吉川弘文館、一九九一年)。

- (12) 前掲註11井上論文。
 (13) たとえば田島光男「上杉氏家中山吉氏文書の伝来について」(『郷土神奈川』三〇、一九九二年)、西澤陸郎「米沢藩御書集」と諸家文書」(前掲註9「上杉家御書集成」I)、前嶋敏「毛利安田氏と毛利安田氏文書」(矢田俊文・新潟大学編『越

- 後文書宝翰集 毛利安田氏文書、新潟大学、二〇〇七年）、同「大見安田氏・水原氏と大見安田氏・水原氏文書」(同編『越後文書宝翰集 大見安田・水原氏文書』、新潟大学、二〇〇八年)、同「上野氏・発智氏と上野氏文書・発智氏文書」(同編『越後文書宝翰集 上野氏文書・発智氏文書』、新潟大学、二〇〇九年)、同「越後文書宝翰集色部氏文書と『古案記録草案』」(同編『越後文書宝翰集 色部氏文書I』、新潟大学、二〇一〇年)などを挙げておく。
- (14) 前掲註11田島論文、前掲註13前嶋「越後文書宝翰集色部氏文書と『古案記録草案』」。
- (15) 「中条家文書」については、鈴木精英「中条文書奥山庄史料」(謄写本、一九四〇年)、工藤定雄・藤木久志「三浦和田中条家文書」(一)～(四)、『歴史』一五〇～一九、一九五七～一九九九年)、前掲註11井上論文、松尾剛次「中条家文書の世界」(山形大学附属図書館報「やまびこ」四〇、一九九八年)等において紹介され、その他多方面からの研究がなされている。さらに同文書群は展覧会等でも多数取り上げられており、近年でも米沢市上杉博物館『上杉景勝(二〇〇六年)、同「直江兼統」(二〇〇七年)、山梨県立博物館・新潟県立歴史博物館・大阪市歴史博物館『風林火山』(二〇〇七年)、国立歴史民俗博物館『武士とは何か』(二〇一〇年)などにおいて多く公開されている。
- (16) 前掲註11井上論文。
- (17) 山形大学小白川図書館「中条家文書所収文書、また早稲田大学附属図書館所蔵中条氏文書のなかには他氏にかかわる系図もみられる。また、新潟県立歴史博物館所蔵の「三浦和田氏一族惣系図」は同族の黒川氏に伝来したものとされていること等から、ここでは【表1】に含めていない。
- (18) 前掲註1高橋論文。
- (19) 「中」二〇四。
- (20) 前掲註1高橋論文では、さらに義明について「三浦介」として「号」を記していない点に注目している。
- (21) 「中」二〇〇。
- (22) 「中」二〇九。
- (23) 「中」一六。
- (24) 「中」一五。
- (25) 「中」一一。
- (26) 「中」三。
- (27) 「中」四。
- (28) 「中」二〇九。
- (29) 新潟県立歴史博物館所蔵「中条房資記録」(後掲【表2】参照)を指す。
- (30) 前嶋「中条家由緒書」解説(『越後の大名』展示図録、新潟県立歴史博物館、二〇一一年)等を参照。
- (31) 前掲註1高橋論文においても、「寛永二十年(一六四三)から程ないころに成立」とする。
- (32) 「中興記」では、盛直を市正とするが、「家譜略記」等では、盛直は幼名一黒丸、家督を相続して市兵衛となりの、のちに市正と名乗ったとする。「中条家文書」には盛直期とみられる時期の上杉景勝御内書のなかに「一兵衛」宛があるので、本資料の「市兵衛丸」は盛直を指していたと解釈する。
- (33) なお、戦国末期～近世初頭における中条氏の系譜に対する現在の認識としては、この「藤資伝記」等の理解に依拠するものが多い。すなわち中条藤資が永禄一一年二月に死去し、そのちに景資が家督を相続するも、天正元年九月に死去、翌二年六月に吉江景資の子景泰が養子となって中条家の家督を相続する、とされる(たとえば長谷川伸「上杉謙信と揚北衆」(田村裕・坂井秀弥編『中世の越後と佐渡』高志書院、一九九九年)、矢田俊文「室町後期・戦国時代の中条」(『中条町史』、中条町、二〇〇四年)など)。
- (34) 中条一黒(三盛)は、天正二〇年二月二日に景勝から「亡父越前守」の知行を相続する(「中」一九三)。「中」一九二(後掲【資料7】)から、同年四月二六日時点での中条越前守は景泰とわかる。
- (35) 「中」一一。
- (36) 「御家中諸士略系譜」(米沢温故会「上杉氏御年譜二二三」)による。また「家譜略記」に「延宝八年(中略)其方江家督御知行座並無相違被 仰付」、「享保十二年丁未七月十一日登 城於奉行申詰之間父周防奉願候通隠居、親資家督御知行座並無相違被 仰付」とある。
- (37) 高橋義彦「越後史料」巻五、天正二年六月二十日条。
- (38) なお福原圭一「吉江景資」(『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇五年)では、花押の形状からそれまで吉江宗信とみなされてきた「宗間」を吉江景資に比定している。
- (39) 「中」二〇四。
- (40) 前掲註3井原論文。
- (41) 「中条町史」資料編一、参考資料一。
- (42) 「藤資伝記」等においては、中条藤資は永禄八年以降に出家したとされているが、藤資の出家についてはさらに検討が必要と思われる。なお本資料では藤資の官途を弾正左衛門、梅波を前越前守とするが、藤資は永正七年九月三日(『越後史料』巻三、五六〇頁所収文書)以前には弾正左衛門、同一〇年八月一日(『越後史料』巻三、五九二頁所収文書)以降越前守となっているので、官途の違いからこれを別人と理解したと考えることも可能であろうか。なお筆者は、藤資は天文四～五年頃に死去あるいは引退したとみているが、この点については後考を期したい。

- (43) 追筆については筆者の実見による。前掲註15『武士とは何か』図録(二〇一〇年)に掲載の写真等を参照いただきたい。
- (44) なお、ここには引用していないが、知資期から兄弟の記述が行われているようになっており、記述の方式が変化している。知資以降の記述が詳細である点からしても、この書継が知資あるいは清資、またはその周辺においてなされている可能性は高いといえよう。また【資料1】において「藤資」梅波の認識が示されていることからすると、知資が本資料のような藤資―梅波という系図を書き継ぐ可能性は高くないと考えている。
- (45) 享保六年には周防守となる(「家譜略記」等による)。
- (46) 「家譜略記」「藤資伝記」等。
- (47) なお、景泰以後については、三盛―盛直―知資と系譜が続いていることはそれ以後のほぼすべての系図・由緒書等が一致しているが、注記等には変化がうかがわれる。たとえば中条三盛は「三盛」と名乗る以前に「資盛」と名乗っていたとされる(「藤資伝記」「家譜略記」「御家中諸士略系譜」等)が、【資料1】―【資料3】にはそうした記述はなされていない。
- (48) 「中一九九」。
- (49) 「生善院」は米沢藩三代藩主上杉綱勝の生母であり、綱勝没後も藩内で活動していたことが知られる。
- (50) 書継以前についてみると、もっとも新しい文書は【資料4】にみられる年未詳の中条与次(三盛)宛上杉景勝御内書のうちの一通である。中条三盛は慶長一二年(一六〇七)には没しているので、それ以前の文書が記載されていることになる。
- (51) 前掲註11井上論文では「正徳頃までにはこうした文書は中条家に於てすでに整理されていたのであり、この点主家の上杉家の古文書整理と軌を一にしていると言える」とする。また前掲註9阿部論文等を参照。
- (52) 早稲田大学附属図書館所蔵中条文書(文書三〇一―一六)①⑨は引用者が付した。
- (53) 「米沢藩御書集」は、元禄時代に米沢藩が主体となって編纂した「御書」と呼ばれる一連の資料の総称として上越市中世史部会が仮に名付けたものであるが、本稿においてもその表現を使用することとした。なおそれぞれは「為景公御書」「謙信公御書」「景勝公御書」等に分類される。これについては福原圭一「米沢藩御書集」と「上杉家御書集成」(前掲註9「上杉家御書集成」I)を参照いただきたい。なお「米沢藩御書集」作成にかかる文書差上については、矢田俊文「元禄四年の上杉家中諸家文書差上と「米沢藩御書集」(同)、また同「近世前期における米沢藩の修史事業と山吉家」(「資料学研究」二、二〇〇五年)などに指摘が見られる。
- (54) 【資料3】①は、「米沢藩御書集」に記載されておらず、また現時点では原本も確認されていない。ただし、該当文書とみられる長尾為景遵行状が「越佐史料」巻三、永正七年八月一日条に掲載されており、ここでは「和田中条文書○羽前伊佐早謙氏所蔵」所収とされている。したがって、本文書は近世の時点で失われたのではなく、明治期まで中条氏に伝来し、それ以後に失われたものとみられる。
- (55) 後掲【表2】一〇―一四―一六の二〇点。これらはいずれも三盛期以前の文書である。以下【表2】【表3】等の表記については【表〇】【〇】(数字のみ)とする。
- (56) 【表2】のうち、「当主」から「但書」までの項目が「目録」の記述内容である。
- (57) 【表2】六三、七七等。
- (58) 前掲註11井上論文では、「黒川氏伝来のもの一九〇点、中条氏伝来のもの一六五点、築地氏伝来のもの四六六点、羽黒氏伝来のもの二八八点、加地氏伝来のもの一九点、大輪寺伝来のもの一六六点、河村氏伝来のもの一〇点、三浦氏伝来のもの九点、高野氏伝来のもの五五点、和田氏伝来であるが家の帰属未詳のもの三点、大見水原氏伝来のもの五五点、長井斎藤氏伝来のもの一二点、その他の諸家のもの七点、未詳のもの一点、これらがさまざまな事情で中条家に入り、そしてまた近代になつてから分散して行ったのであろう」とする。
- (59) 【表2】一一二―一二四。
- (60) 【表3】一、八、九、一〇。
- (61) 前掲註11井上論文では、「佐々木重朝の女子光(道信)が茂連の妻で、その子の茂泰に羽黒・鷹栖・加治庄古河条本主の権利を譲ったから、高野家文書の関係部分のみならず中条家に入つた」とし、中条家所蔵文書となった時点を鎌倉末期とする。そのすべてが否かは不明であるが、「目録」作成以前から他氏伝来文書を中条氏が所蔵していたことは確認されよう。
- (62) たとえば【表2】一七、七七―一、七八、七九―一は大見水原氏および羽黒氏の関連文書であり、「目録」に両氏に関連する文書も収録されていることがわかるので、これら両氏の文書も「目録」作成以前に中条氏の所蔵するところにあつたとみられる。なお【表2】九四―一、二は黒川氏関連文書であるので、同様に「目録」作成以前から黒川氏関連文書を所蔵していたといえる。なお【表3】中の中条氏当主関連文書のうち、たとえば「越後国奥山庄雑掌実清重申状并具書案」足利直義裁許状案(【表3】一五、一六)が「目録」に記載されていないことについては、意図的な除外の可能性も含めて検討する必要がある。
- (63) 「中条家文書」において他氏に関連する文書のうち「目録」に収録されているものは、おおむね中条氏当主の発給文書である場合や、黒川氏との出入による一連の文書等となるので、中条氏当主の関連文書を選択しようとしたとみられる。ただし、【表2】一七「大見行定讓状」など、記載された事由が不明なものもある。いっぽうで早稲田大学附属図書館所蔵中条文書には慶長三年付の知行目録等が確認されるが、これらは「目録」に記載されていない。これらの事情については今後の課

題としたい。

- (64) 【表2】一一二、一一四、一一五。
- (65) 「由緒書」と「目録」の前後関係は明らかではないが、「由緒書」の前提に「目録」のような文書整理があったことは【資料1】からも考えられよう。
- (66) 【表2】一一二、「中」六〇等による。
- (67) 「中」六〇等による。
- (68) 「中」二〇九等による。
- (69) 「中」四、五等による。
- (70) 前掲註9「上杉家御書集成」I、一五二号文書。
- (71) 前掲註9「上杉家御書集成」I、一五二号文書。
- (72) たとえば「新潟県史」資料編五、三六七五号文書等に吉江景資発給文書がみられる。
- (73) なお、本稿では検討の対象としないが、中条景資に関しては、さまざまな見解があり、一定しない。「藤資伝記」では、藤資の死去時期から、「中」一七四～一七六、一七八～一八〇、一八二～一八七など「越州」越前殿等に宛てて発給された永禄一年末～二年に比定される文書を藤資死後のものと理解して、これらの受給者を中条景資と理解するが、いっぽうで、「家譜略記」等では一連の文書をすべて永禄一〇年以前に比定する(ただし「中」一七三には「永禄十一」の付年号がある)。これに対して、上越市史中世史部会「上杉家御書集成」II(上越市史編さん室、二〇〇二年)では、中条景資は吉江景資の混同とし、「越佐史料」等では前述の通り両者を別人とする。これらの問題については、これまでに解決されてきたとは言い難く、さらに検討されるべき点が多いものと思う。
- (74) 「中」二二四。
- (75) 「中」一九二。
- (76) 武田信安は、宝永元年(一七〇四)に家督を相続し、享保七年(一七二二)九月一七日に三九才で卒している(前掲註36「御家中諸士略系譜」)。なお、当該の連署状を武田大蔵が所持していた事情についてはさらに検討する必要がある。
- (77) 「桓武系図」等による。
- (78) 原本は高野山清浄心院所蔵文書(「上越市史」別編2(上杉氏文書集二)、一七六六号)。そのほか、景泰の実名を記す発給文書として知られるのは①天正六年八月廿二日付中条景泰判物(「同」一六一八号、秋田藩家蔵文書)、②天正七年卯月一日付中条景泰判物(「同」一八〇六号、朝日村個人所蔵文書)、③年末詳九月二日付中条景泰書状(「新潟県史」資料編五、三三四九号、秋田藩家蔵文書)の三通であり、中条氏はこれらについては確認できていなかったものとみられる。なお③は写本で、差出人として「与次景康」とあるが、「新潟県史」では花押影を景泰のものとする。漢字表記が異なるために確言できないが、与次と景泰を同時に表記する文書は本文書のみであり、注目される。
- (79) たとえば「越佐史料」卷三、永正一〇年八月一日条に「和田中条文書」羽前伊佐早謙氏所蔵として同日付中条藤資血判起請文が掲載されているが、【表2】にはみられない。こうした文書は複数みられるが、これらも同様にその後収集されたものとみるべきであろうか。
- (80) これらについては、前掲註11井上論文、佐藤進一「解説」(「新潟県史」資料編四(中世二)、新潟県、一九八三年)に指摘がみられる。また新潟県立歴史博物館所蔵文書群については、佐藤進一「越後文書宝翰集」(新潟県教育委員会、一九五四年)において明治期における移動が指摘されており、また東京大学史料編纂所蔵中条文書は昭和初年ころまでは中条氏所蔵であったとみられている(「新潟県史」資料編四(中世二))。
- (81) 【表2】一一三、一一五。なお【表2】一一五は「景勝様より御知行御書出御朱印」とあるが、「米沢藩御書集」所収でこれに該当するとみられる文書(前掲註73「上杉家御書集成」II、八五三号)をみると、「御朱印」ではなく「御居判」とある。また【資料3】⑧は、印あるいは花押については記していない。
- (82) 【表2】八九二、九〇、一〇五、一〇九一。なお【表2】一〇五は「目録」でも後に追記されたものと見られ、【資料3】および「米沢藩御書集」にも収録されていない(ただし「上杉家御年譜」には収録されている)。これについてはさらに検討が必要と思われる。
- (83) 【表3】一〇一。
- (84) 【表2】一一八一～一一九一、一二二一～一二三二、一二三二～一二四、一二四、【表3】五六、五九六五、六六、六六、六八、六九、七〇。とくに慶長三年から中条清資期以前までの文書でみると、二四点のうち一三三点までがこれに該当する。
- (85) 「中」二二二。
- (86) それぞれの一族については、前掲註80佐藤進一「解説」等を参照。
- (87) 【資料8】にみられる「古キ御内書」とは、上杉綱勝以前の藩主からの御内書と考えられる。中条家文書を確認すると、上杉綱勝・定勝・綱勝(米沢藩初代)三代藩主)からの御内書が多数確認される。また中条家文書には上杉綱憲御内書が一点確認されるが(【表3】五六号)、同文書は【資料8】のうち、「綱憲公御内書」として整理された文書(点数不明)のうちに該当する可能性が高い。なお「中条家文書」のなかに「吉憲公御内書」は確認できない。
- (88) 前掲註11井上論文では、「景資の名字状・知行書出しや、三盛・盛直・知資三代の間の景勝・定勝・綱勝・生善院等の書状は、ついに米沢では発見することができなかつた」としている。これら御内書等は井上氏等の調査以後にあらためて確認されたものであるとわかる。したがって、これらはその他の文書とはさらに別置して管理されていた可能性が考えられる。また、田島光男氏は色部氏でも同様

に文書を袋に詰めて管理していたことを指摘している（前掲註11田島論文）。

(89) なお「目録」からは、盛直・知資の代については、藩主からの「御書」・「御用之御書」等をさらに二二点所蔵していたことがうかがわれる。

(90) 早稲田大学附属図書館の所蔵する中条文書には、「目録」と一致しない文書や系図がみられる（大半が近世文書。柴辻俊六『早稲田文庫の古文書解題』、岩田書院、一九九八年等を参照）。このことも近世中条氏にかかる文書の伝来を検討するにあたって注目すべきであろう。

（新潟県立歴史博物館 国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇一三年一月二五日受付、二〇一三年七月三〇日審査終了）

Study on the Nakajo Family in the Yonezawa Domain : Their Genealogical Understanding and Document Management

MAESHIMA Satoshi

This article studies the views of the Nakajo family in the Yonezawa domain from the mid-17th century to the early 18th century regarding the genealogy of their heads from the end of the Sengoku period to the beginning of the early modern period (from the late 16th century to the early 17th century). Approaching this subject from the viewpoints of family trees and other genealogical records descended through the Nakajo family and their ways to organize and manage documents, the article indicates the following two points. First, from the middle to the latter half of the 17th century, the Nakajo family did not recognize some of their heads of the late Sengoku period, including Nakajo Kageyasu. In the early 18th century, the family came to recognize his name as the changed name of Kagesuke. Then, they came to distinguish Kageyasu from Kagesuke, according to their family trees and other records drawn up by the later generations. Secondly, after the mid-17th century, the Nakajo family collected and inventoried relevant documents to recover their genealogy. It seems that they collected records related to Kageyasu in particular from 1691 to 1694 and then came to recognize his name. After the late 17th century, the family continued to organize their documents based on the same policy as before. Judging from this, they seem to have kept a keen interest in their family trees and genealogical documents. As a result, they continued to change their views on their family heads of the late Sengoku period.

Key words: Nakajo family, Nakajo Kageyasu, family tree, genealogical documents, document management